

資料編

【資料編 目次】

(資料-)

第1章 防災関係機関通信窓口

防災関係機関通信窓口	1
------------	---

第2章 地域防災計画関係

第1 総 則

岬町防災会議条例	5
岬町防災会議構成表	6

第2 組織動員

岬町災害対策本部条例	7
岬町防災対策連絡会議設置要綱	8

第3 情報収集伝達・災害広報

災害概況即報	9
災害状況即報	10
災害確定報告	11
知事への依頼書様式	12
応援要請書	13
要請情報	14
岬町防災行政無線（固定系）系統図	15
防災行政無線（固定系）受信局	16
岬町防災行政無線放送規程	18
地震・津波情報の広報文例	22
気象庁震度階級関連解説表	24
津波高と被害程度	27

第4 広域防災体制

観 測 所	28
大阪府選定の防災拠点	30

第5 消火・救助・救急

消防力の概況	31
消防水利の現況（岬町）	31
消防資機材保有状況	32

第6 医療・保健衛生

災害医療機関	34
町内医療機関	52

町内薬局店	5 2
-------------	-----

第7 交通規制・緊急輸送

緊急通行車両事前届出書	5 3
緊急通行車両事前届出済証	5 4
緊急通行車両確認申請書	5 5
緊急通行車両確認証明書	5 6
緊急通行車両以外の車両通行禁止標示.....	5 7
緊急通行車両標章	5 7

第8 避難所等

指定避難所・避難地等	5 8
避難者カード（世帯単位）	5 9

第9 ライフライン

「大阪府広域水道震災対策中央本部」組織図	6 0
大阪府広域水道給水拠点.....	6 1
応急給水・応急復旧資機材.....	6 1

第10 廃棄物処理及び遺体の処理等

ごみ・し尿処理施設	6 2
火葬場	6 2
広域火葬に係る情報等伝達フロー	6 3

第11 自発的支援の受入れ

ボランティア活動推進機関	6 4
--------------------	-----

第12 食 料

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	6 5
大阪府災害用備蓄物資一覧	6 9

第13 災害救助法

災害救助法の適用基準	7 0
災害救助法による救助の程度、方法及び期間	7 1
住家の被害の程度と住家の被害認定基準等.....	7 7
医療救護班医療衛生材料使用簿.....	7 8
医療品衛生材料受け払い簿.....	7 9
病院診療所医療実施状況.....	8 0
助産台帳.....	8 1
避難所収容記録簿（町民用）	8 2
避難所収容記録簿（町民外用）	8 3
行方不明者等受付簿.....	8 4
遺体調書.....	8 5
氏名札.....	8 6
災害遺体送付票.....	8 6

遺体処理票	86
遺留品処理票	87

第14 復旧・復興

岬町災害見舞金支給条例	88
岬町災害弔慰金の支給等に関する条例	90
罹災台帳	95
罹災証明書申請書及び証明書	97

第15 土砂災害

土砂災害用語	98
山地災害用語	99
水防ため池	100
土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	102
地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表	126
宅地造成工事規制区域指定状況	126
災害危険区域	126
山地災害危険地区総括表等	127
地すべり・急傾斜地災害報告様式	129
土石流、土砂流用災害報告様式	130
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	131

第16 防災協定等

防災協定等一覧表	133
----------	-----

第1章 防災関係機関通信窓口

防災関係機関通信窓口

1. 指定行政機関

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		無線番号
			昼 間	夜 間	
内閣府 政策統括官 (防災担当)	参事官 (防災計画担当)	東京都千代田区永田町 1-6-1	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-6996	03-3501-6996	196-8090-232 56・23257
消 防 庁	応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(直)03-5253-7527	03-5253-7777	198-90-49013・ 8-9-048-500-90 -49013

2. 指定地方行政機関等

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
近畿農政局	大阪地域センタ ー農政推進G	大阪府中央区大手前 1-5-44 (合同庁舎1号館6号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9657 FAX 06-6943-9699	06-6941-9657	804-8900 (804-8901)
大阪管区气象台	気象防災部 予報課	大阪府中央区大手前 4-1-76(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6313	06-6949-6313	816-8930
岸和田労働基準 監督署	安全衛生課	岸和田市岸城町23-16	(代)072-431-3939 (直)072-498-1013	—	—
近畿地方整備局 大阪国道事務所	管理第二課	大阪府城東区今福西 2-12-35	(代)06-6932-1452	—	—
近畿地方整備局 大阪国道事務所 南大阪維持 出張所		泉大津市我孫子99-6	0725-23-1051 FAX 0725-23-3629	0725-23-1051	—
岸和田海上保安 署	—	岸和田市新港町1 (岸和田港湾合同庁舎)	(代)072-422-3592 FAX 072-437-0444	072-422-3592	814-8900
泉佐野公共職業 安定所	庶務課	泉佐野市上町2-1-20	(代)072-463-0565 FAX 072-462-8689	072-463-0565	—

3. 自衛隊

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
陸上自衛隊 第3師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	(代)072-781-0021 (内線)3743・3735	072-781-0021 (内線3301)	823-8900
陸上自衛隊 第3師団 第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町官有地	(代)072-541-0090 (内線)236 FAX 072-541-0090	072-541-0090 (内線302)	825-8900

4. 大阪府警察

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
大阪府警察本部	警備課危機管理 室	大阪府中央区大手前 3-1-11	(代)06-6943-1234	06-6943-1234	830-8987
泉南警察署	警備課警備係	阪南市尾崎町 70	(代)072-471-1234 (内線 463) FAX 072-472-4625	072-471-1234	—

5. 大阪府

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
大阪府	危機管理室 災害対策課	大阪府中央区大手前 2	(代)06-6944-6021 (内線 4880) FAX 06-6944-6654	06-6944-6022	200-8821
岸和田土木 事務所	地域支援・企画課	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-436-3601 (内線 331, 335) FAX 072-422-9705	072-436-3601	303-8910
岸和田土木 事務所 尾崎出張所	維持・河川グルー プ	阪南市黒田 52-3	072-471-0351 FAX 072-471-4000	072-471-0351	339-8900
泉南府税事務所	総務課	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601 (内線 209～212) FAX 072-423-1962	—	303-209
泉州農と緑の 総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町 3-13-2	(代)072-439-3601 (内線 207) FAX 072-438-2069	072-439-3601	303-8920
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋 583- 1	(代)072-462-7701 (内線 627) FAX 072-462-5426	072-462-7701	627-8900
大阪港湾局	阪南建設管理課	岸和田市港緑町 4-10	072-439-5261 FAX 072-439-5263	072-439-5261	384-0
大阪港湾局 阪南建設管理課	深日担当	岬町深日 3493	072-492-2025 FAX 072-492-2444	072-492-2025	386-0
南部流域 下水道事務所	建設課	貝塚市港 25	072-438-7406 FAX 072-438-8237	072-438-7406	280-70 -8900

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
南海電気鉄道(株)	総務室総務部	大阪市中央区難波5-1-60	06-6644-7121 FAX 06-6644-7123	(運輸指令) 06-6632-8400	—
南海電気鉄道(株) みさき公園駅		岬町淡輪 5832-7	072-492-1000		
西日本電信電話 (株)関西支店	設備部 災害対策室	大阪市都島区東野田町 4-15-82	06-6490-1324	局番なし 113	—
関西電力送配電 (株)大阪南本部 岸和田配電 営業所	—	岸和田市藤井町 3-4-4	072-424-4581 FAX 072-439-5836	—	—
大阪ガスネットワ ーク(株)南部導管部	導管計画チーム 導管計画グルー プ	堺市住吉橋町 2 丁-2-19	(代)072-238-2375 FAX 072-222-3476	072-238-2716	—
日本赤十字社 大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前 2-1-7	(代)06-6943-0705 (直)06-6943-0743 FAX 06-6941-2038	06-6943-0743	837-8980
日本郵便(株) 岬郵便局	—	岬町淡輪 3789-9	072-492-2055 FAX 072-492-3607	—	—
日本放送協会 (大阪放送局)	報道部	大阪市中央区大手前 4-1-20	(代)06-6941-0431 (直)06-6937-3106	06-6937-3106	838-0
(社)大阪エルピ ーガス協会泉佐 野阪南支部岬エ ルピーガス協同 組合		岬町深日 1971-49	072-492-3341 FAX 072-492-3344	—	—

7. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
(社)泉佐野 泉南医師会	岬町代表 市川 利洋	岬町淡輪 3764-250	072-492-1470 FAX 072-491-2131	—	—
大阪泉州農業協同 組合 岬支店	—	岬町深日 1885	072-492-2004 FAX 072-492-4774	—	—
淡輪漁業協同組合		岬町淡輪 4582	072-494-3069	—	
深日漁業協同組合		岬町深日 2917	072-492-2052	—	
谷川漁業協同組合		岬町多奈川 谷川 2925-6	072-495-5032	—	
小島漁業協同組合		岬町多奈川小島 597	072-495-5019	—	

岬町社会福祉 協議会		岬町深日 3238-24	072-492-0633 FAX 072-492-5701	—	
---------------	--	--------------	----------------------------------	---	--

8. 近隣市町

【令和6年1月31日現在】

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		大阪府防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9437 (内線 2913～7) FAX 072-423-6933	072-423-9437	502-8900
貝塚市	危機管理室	貝塚市畠中 1-17-1	072-433-7392 (内線 2140～2) FAX 072-432-2482	072-433-7392	508-8900
泉佐野市	市民協働部 危機管理課	泉佐野市 市場東 1-295-3	072-463-1212 (内線 2291～4) FAX 072-464-6253	072-463-1212	513-5900
泉南市	行政経営部 危機管理課	泉南市樽井 1-1-1	072-479-3601 (内線 3204～5) FAX 072-483-0325	072-479-3601	528-8900
阪南市	総務部 危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678 (内 2319, 2322) FAX 072-473-3504	072-471-5678	532-8900
熊取町	総合政策部	泉南郡熊取町 野田 1-1-1	072-452-9017 (内線 110, 236～ 237) FAX 072-452-7103	072-452-9017	537-8900
田尻町	総務部 安全安心まち づくり推進局	泉南郡田尻町 嘉祥寺 375-1	072-466-5009 (内線 342) FAX 072-466-8725	072-466-5009	538-8900

第2章 地域防災計画関係

第1 総 則

岬町防災会議条例

昭和 43 年 2 月 1 日 条例第 2 号

平成 24 年 12 月 21 日施行

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、岬町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岬町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、40 名以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
- (2) 大阪府知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 町長が町の職員のうちから指名する者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他町の防災上特に必要と認め町長が任命する者

6 前項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委任の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 第 5 項各号の委員は、再任されることができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 3 月 17 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 9 月 18 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

岬町防災会議構成表

【令和6年1月31日現在】

委員区分	人員	条例に定める者	機 関 名	役 職 名	性 別
会長	1 人	会長は町長をもって充てる	岬町	町長	男
1 号委員	3 人	指定地方行政機関のうちから町長が任命する者	近畿農政局大阪府拠点	総括農政推進官	男
			岸和田海上保安署	署長	男
			岸和田労働基準監督署	署長	男
2 号委員	3 人	大阪府知事の部内の職員のうちから町長が任命する者	大阪府	泉南地域防災監	男
				大阪港湾局泉州港湾・海岸部 阪南建設監理課長	男
				泉佐野保健所長	男
3 号委員	1 人	大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者	大阪府警察本部 泉南警察署	署長	男
4 号委員	1 人	教育長	岬町	教育長	男
5 号委員	2 人	消防長及び消防団長	泉州南広域消防本部	消防長	男
			岬町	消防団長	男
6 号委員	9 人	町長が町の職員のうちから指名する者	岬町	副町長	男
				副町長	男
				まちづくり戦略室長	男
				総務部長	男
				財政改革部長	男
				しあわせ創造部長	男
				都市整備部長	男
				教育次長	男
				議会事務局長	男
7 号委員	7 人	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	大阪広域水道企業団	岬水道センター所長	男
			関西電力送配電株式会社	岸和田営業所所長	男
			西日本電信電話株式会社	関西支店設備部長	男
			大阪ガスネットワーク株式会社	導管計画チーム マネジャー	男
			南海電気鉄道株式会社	和歌山市駅長	男
			大阪府エルピーガス協会 泉佐野阪南支部	岬エルピーガス 協同組合理事長	男
			泉南医師会	代表	男
8 号委員	4 人	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	岬町自主防災組織	代表	男
			陸上自衛隊信太山駐屯地	第3師団第37普通科連 隊第5中隊長	男
			岬町議会	議会議長	男
			和歌山大学	教授	男
9 号委員	7 人	その他町の防災上特に必要と認め町長が任命する者	岬町婦人防火クラブ連合会	会長	女
			岬町民生委員児童委員協議会	会長	女
			岬町長生会	会長	男
			岬町保育所所長会	代表	女
			岬町校園長会	代表	男
			岬町商工会	会長	男
			岬町社会福祉協議会	会長	男
総 数	38 人				

第2 組織動員

岬町災害対策本部条例

昭和43年10月8日

条例第22号

改正 平成12年3月22日条例第16号

平成24年12月21日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、岬町の災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

岬町防災対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 住民の誰もが安心して暮らせる防災都市を目指して、岬町地域防災計画に基づく防災対策を総合的に推進するため、防災対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、危機管理監をもって充てる。

3 副会長は、危機管理担当課長をもって充てる。

4 会員は、各部局の長の職にある者及び会長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第3条 連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(幹事会の設置等)

第4条 連絡会議に付すべき議案を検討及び調整するため、連絡会議に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、危機管理担当課長をもって充てる。

4 幹事は、災害対策本部に定める部の各課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、幹事長がその議長となる。

(関係職員の出席等)

第5条 連絡会議及び幹事会は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴き、関係課に必要な書類の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、連絡会議の検討経過又はその結果について、適宜町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 連絡会議及び幹事会の庶務は、まちづくり戦略室危機管理担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略

第3 情報収集伝達・災害広報

第4号様式（その2）

[災害概況即報]

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計 人		大規模半壊	棟	床上浸水	棟
						半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)			

[災害状況即報]

第4号様式（その1）

都道府県		災害名		報告番号		報告者名		被害		被害	
災害名 ・ 報告番号	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
報告者名	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
住家被害	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
非住家被害	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害

都道府県		災害名		報告番号		報告者名		被害		被害	
災害名 ・ 報告番号	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
報告者名	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
住家被害	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
非住家被害	都道府県	災害名	報告番号	報告者名	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害

※被害額は省略することができるものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県												
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定											
	報告者名											
	区 分 被 害											
人 的 被 害	死 者 人	行方不明者 人	重 傷 者 人	軽 傷 人	全 壊 棟	世帯 人	大規模半壊 棟	世帯 人	半 壊 棟	世帯 人		
											被 害	
												被 害
住 家 被 害	死 者 人	行方不明者 人	重 傷 者 人	軽 傷 人	全 壊 棟	世帯 人	大規模半壊 棟	世帯 人	半 壊 棟	世帯 人		
											被 害	
												被 害
非 住 家	死 者 人	行方不明者 人	重 傷 者 人	軽 傷 人	全 壊 棟	世帯 人	大規模半壊 棟	世帯 人	半 壊 棟	世帯 人		
											被 害	
												被 害

区 分	田	流失・埋没冠水	ha	被 害
畑	文 教 施 設	冠 水	ha	被 害
道	橋 り よ う	河 川	箇所	被 害
砂 防	清 掃 施 設	崖 く ず れ	箇所	被 害
被 害 船 舶	水 道	電 話	回 線	被 害
ガ ス	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	被 害	
				火 災 発 生
床 上 浸 水	床 下 浸 水	公 共 建 物	そ の 他	被 害

公 立 文 教 施 設	千 円	被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称	
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 対 策 本 部	解散	
その他の公共施設	千 円		設置市町村名		
小 計	千 円		公共施設被害市町村数		
そ の 他	農 業 被 害	千 円	計	団 体	
	林 業 被 害	千 円			
	畜 産 被 害	千 円			
	水 産 被 害	千 円			
	商 工 被 害	千 円			
そ の 他	千 円		計	団 体	
	千 円		消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千 円		消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の概況				
	消防機関の活動状況				
	その他（避難指示の状況）				

○ 知事への依頼書様式

		文書番号 年 月 日
大阪府知事 様		市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

		文書番号 年 月 日
大阪府知事 様		市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり 撤収要求を依頼します。		
記		
1 撤収要請日時		
2 派遣された部隊		
3 派遣人員及び従事作業の内容		
4 その他参考となるべき事項		

殿

大阪府泉南郡岬町長

応 援 要 請 書

災害対策基本法第67条の規定により、応援措置を次のとおり要請します。

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する資器材、物資の 品名・数量等、派遣職員の 職種及び人員	
⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援期間	自 年 月 日 至 年 月 日
⑧ 応援の実施場所	
⑨ その他	

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災 害 種 別	地震・水害・火災・その他
---------	--------------

要請年月日	年 月 日 時 分
主 管 部 名	
部 長 名	
担 当 者 名	

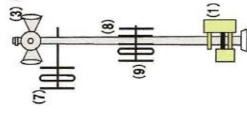
要 請 の 概 要	種 別	要 員 の 補 充 ・ 資 器 材 調 達 ・ 車 両 調 達 ・ 燃 料 調 達 広 報 依 頼 ・ 自 衛 隊 派 遣 要 請 その他 ()
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報文などできるだけ具体的に記入] ※ 別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 っ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

岬町防災行政無線(固定系)系統図

【令和6年1月31日現在】

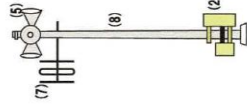
【屋外拡声子局設備】65局(2)

・他局 65局
(アンテナ・パワ無し)



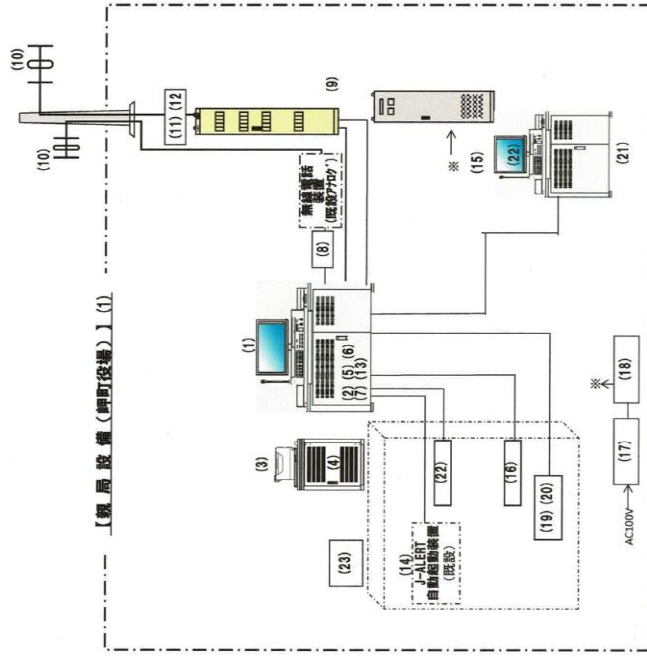
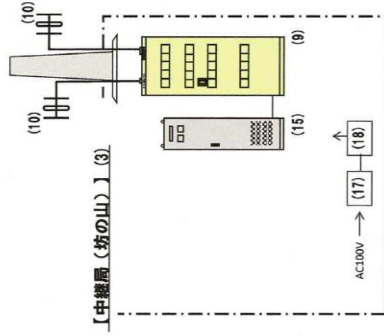
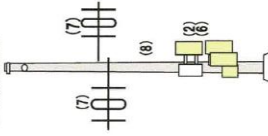
【屋外拡声局設備】1局(2)

・坊の山 1局
(アンテナ・パワ付)



【再送信子局】1局(2)

・佐瀬川方面



分類	構成/仕様書内機器名	数量	分類	構成/仕様書内機器名	数量	分類	構成/仕様書内機器名	数量
(1)	役場 親局設備	1	(2)	屋外拡声子局設備/再送信局	65	(3)	坊の山中継局	1
(2)	操作卓	1	(1)	屋外拡声装置(受信機:アンテナ・パワ無し)	2	(9)	基地局装置	2
(3)	自動プログラム送出装置	1	(2)	屋外拡声装置(送信機:アンテナ・パワ付)	173	(10)	3素子空中線	1
(4)	音源卓	1	(3)	30W 同報無線用フレッドホーンスピーカ	46	(15)	直流電源装置	1
(5)	連絡通話装置	1	(4)	30W 同報無線用スレートホーンスピーカ	8	(17)	自動起動式発動発電機	1
(6)	音声合成装置	1	(5)	長距離型スピーカ	5	(18)	耐雷トランス	1
(7)	自動電話応答装置	1	(6)	増設アンテナ	68			
(8)	信号変換装置	1	(7)	3素子空中線	67			
(9)	基地局装置	1	(8)	銅管柱	1			
(10)	3素子空中線	1	(9)	5素子空中線				
(11)	空中線フィルタ	1						
(12)	同軸避雷器	1						
(13)	地図表示制御PC	1						
(14)	J-ALERT装置	1						
(15)	直流電源装置	1						
(16)	無停電電源装置	1						
(17)	自動起動式発動発電機	1						
(18)	耐雷トランス	1						
(19)	緊急通報メール・登録制メール配信装置	1						
(20)	防災情報連携装置	1						

防災行政無線（固定系）受信局

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

局番	子局名	名 称	所在地
00	坊の山	坊の山中継局	深日 3238-1 の一部
02	深日 2	岬消防署	深日 1415
03	深日 3	陸出 1（町道大町線）	深日 1285 地先
04	深日 4	灰吹池運動広場	深日 693 地先
05	深日 5	岬中学校	深日 545
06	深日 6	深日会館	深日 611
07	深日 7	向出児童遊園	深日 2746
08	深日 8	深日漁業協同組合付近	深日 2823 地先
09	深日 9	深日本港野積場	深日 3531
10	深日 1 0	寺山配水池	深日 3175-5
11	深日 1 1	オークワ岬店駐車場	深日 1828-1 地先
12	深日 1 2	緑ヶ丘住宅駐車場	深日 2026
13	深日 1 3	緑西集会所	深日 2450-57
14	深日 1 4	陸出 2（町道大町線）	深日 1239-2 地先
15	多奈川 1	青少年センター	多奈川谷川 1905
16	多奈川 2	小田平（D）児童遊園	多奈川谷川 2352-2
17	多奈川 4	関電多奈川東社宅地内	多奈川谷川 1905-49
18	多奈川 5	みどりのエリア公園	多奈川谷川 3504
19	多奈川 6	多奈川小学校	多奈川谷川 1670-3
20	多奈川 7	港会館	多奈川谷川 2940-1
21	多奈川 8	古港児童遊園	多奈川谷川 105
22	多奈川 9	旧多奈川小学校跡地	多奈川谷川 1076
23	多奈川 1 0	健康ふれあいセンター	多奈川谷川 495-1
24	多奈川 1 1	楠木集会所付近	多奈川谷川 1156-12 地先
25	多奈川 1 2	小島古墳	多奈川小島 904
26	多奈川 1 3	池谷（町道西畑線）	多奈川西畑 323 地先
27	多奈川 1 4	佐瀬川集会所付近	多奈川西畑 905-3 地先
28	多奈川 1 5	横手（林道横手線）	多奈川東畑 669 地先
29	多奈川 1 6	石橋集会所	多奈川東畑 450
30	多奈川 1 7	犬飼（町道犬飼中央線）	多奈川東畑 44 地先
31	多奈川 1 8	極楽橋付近	多奈川谷川 1322-1 地先
32	多奈川 1 9	東会館	多奈川谷川 3097-3
33	多奈川 2 0	いきいきパークみさき	多奈川谷川 3351-66 地先
34	淡輪 1	シーサイドタウン岬児童遊園	淡輪 497-12
35	淡輪 2	1 0 区（町道花折 2 号線）	淡輪 694 地先
36	淡輪 3	大隅団地付近（給水施設跡）	淡輪 979
37	淡輪 4	1 6 区集会所	淡輪 1694-71
38	淡輪 5	淡輪青少年運動広場	淡輪 734

39	淡輪 6	N T T 資材倉庫	淡輪 1600
40	淡輪 7	1 6 区（町道別所只山線）	淡輪 1669-4 地先
41	淡輪 8	淡輪公民館付近	淡輪 838-1 地先
42	淡輪 9	8 区（町道黒崎中央線）	淡輪 1374 地先
43	淡輪 1 0	J A 大阪岬倉庫	淡輪 4719
44	淡輪 1 1	1 区（町道淡輪西線）	淡輪 4835 地先
45	淡輪 1 2	町民体育館付近	淡輪 4535-1
46	淡輪 1 3	淡輪漁業協同組合付近	淡輪 4237-3
47	淡輪 1 4	下水道ポンプ場敷地内	淡輪 4328-1
48	淡輪 1 5	湯川橋付近	淡輪 5962 地先
49	淡輪 1 6	岬公園グリーンタウン児童遊園	淡輪 3443
50	淡輪 1 7	みさき苑（B）児童遊園	淡輪 3026-204
51	淡輪 1 8	岬荘園（A）児童遊園	淡輪 3685-5
52	淡輪 1 9	夕の池付近	淡輪 3728-6 地先
53	淡輪 2 0	みさきヶ丘（D）児童遊園	淡輪 3743-209
54	淡輪 2 1	青葉台みさき台自治会館	淡輪 3805-28
55	淡輪 2 2	14 区集会所	深日 3073-70 地先
56	淡輪 2 3	青葉台緑地	深日 994-112
57	淡輪 2 4	西谷寺付近（町道畑線）	淡輪 2190 地先
58	淡輪 2 5	望海坂 2 号公園付近	淡輪 4969-22 地先
59	淡輪 2 6	道の駅みさき	淡輪 2508-4 地先
60	淡輪 2 7	せんなん里海公園	淡輪 6235 地先
61	孝子 1	下孝子集会所	孝子 242
62	孝子 2	孝子老人憩いの家付近	孝子 1553 地先
63	孝子 3	上孝子（町道逢帰線）	孝子 1771- 1 地先
64	孝子 4	中孝子 2 （町道下河原線）	孝子 376-3 地先
65	孝子 5	中孝子 3 （第二阪和事業用地）	孝子 639-1
66	再送信局	再送信局	多奈川西畑 1111-2

岬町防災行政無線放送規程

令和2年11月1日

訓令第7号

改正 令和5年8月1日訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、岬町防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）の適正な管理運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同報無線 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (2) 無線設備 電波の送受信に必要な電氣的設備及びその附帯施設をいう。
- (3) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (4) 親局 屋外拡声子局及び戸別受信機に対し、同報通信を行う無線室に設置した無線局をいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局からの通信を受信し、又は当該親局からの情報をスピーカにより放送する無線設備をいう。
- (6) 中継局 親局からの通信を受信し、屋外拡声子局に送信をいう。
- (7) 無線従事者 法第40条第1項第4号の資格を有する職員をいう。

(無線局)

第3条 親局を岬町第二庁舎1階無線室に置き、屋外拡声子局の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第4条 無線局に無線管理者、副無線管理者、無線取扱責任者及び無線担当者を置く。

- (1) 無線管理者は、危機管理担当課長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副無線管理者は、企画地方創生課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 無線取扱責任者は、危機管理担当係長の職にある者をもって充てる。
- (4) 無線担当者は、無線従事者をもって充てる。

(無線管理者等の任務)

第5条 無線管理者は、無線局の設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう指揮監督しなければならない。

- 2 副無線管理者は、無線管理者が欠けたとき、又は無線管理者に事故があるときにその任務を代理する。
- 3 無線取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信の運用並びに設備の管理及び保全に関わる業務の総括を行う。
- 4 無線担当者は、無線管理者の命を受け、当該無線設備の操作、管理及び保全の業務に従事する。

(無線従事者の配置及び養成)

第6条 無線管理者は、無線局の運用に必要なだけの無線従事者を配置するものとする。

2 無線管理者は、無線担当者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(区域)

第7条 防災行政無線による通信（以下「通信」という。）を行う区域は、岬町全域とする。

(業務)

第8条 防災行政無線により通信できるものは、次のとおりとする。

- (1) 災害、治安等の緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) その他町長が必要と認める事項で、電波法に違反しない事項の伝達

(秘密の保持)

第9条 通信に従事するものは、その職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

(通信の種類)

第10条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 非常時又は緊急に行う通信
- (2) 一般通信 平常時に行う通信

(無線の種別)

第11条 無線の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一斉放送 親局から全屋外拡声子局に対して行う放送
- (2) 選択放送 親局から複数の屋外拡声子局を選択して行う放送
- (3) 戸別放送 親局から特定の屋外拡声子局に対する放送
- (4) 単独放送 屋外拡声子局からその域内に対する放送

(通信の取扱順位)

第12条 通信の取扱順位は、緊急通信、一般通信の順位により行う。

2 同一種類の通信の取扱順位は、通報の受付順位により行うものとする。ただし、無線管理者が特別の理由があると認めるときは、取扱順位を変更することができる。

(平常時の運用)

第13条 平常時の通信運用は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送は、9時30分及び12時30分並びに15時30分の1日3回とする。
- (2) 時報放送は、毎正午及び4月1日より9月30日までは、毎夕18時とし、10月1日より3月31日までは、毎夕17時とする。
- (3) 随時放送は、町長が認めた範囲内で必要に応じてその都度行うものとする。

(非常時又は緊急に行う通信運用)

第14条 非常時又は緊急に行う通信運用は、次のとおりとする。

(1) 町長が認めた範囲で必要に応じてその都度行うものとする。

(災害時の事前措置等)

第15条 無線管理者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう必要な措置を無線担当者に講じさせなければならない。

(通信の制限)

第16条 無線管理者は、災害の発生時その他特に必要があると認めるときは、一般通信を制限することができる。

2 無線管理者は、前項の規定により、通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要な事項を関係者に通知しなければならない。

3 無線管理者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨を関係者に通知しなければならない。

(一般通信の中止)

第17条 無線管理者は、災害対策本部が設置された場合は、一般通信による放送を中止させ、又は解除させることができる。

2 前項の規定による放送の中止及び解除は、前条第2項及び第3項を準用する。

(通信の拒否)

第18条 無線管理者は、通信の内容が第8条の規定に違反すると認めたときは、その申込みを拒否することができる。

2 無線管理者は、前項の規定による拒否をした場合は、申込者に対し、通知するものとする。

(放送の申込み)

第19条 防災行政無線を利用するときは、無線放送依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)に必要事項を記載し、副無線管理者に申し込まなければならない。

ただし、非常時又は緊急その他やむを得ない場合は、無線管理者に依頼書を申し込むことができる。

2 副無線管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、放送内容の適否を決裁し、受付処理を行うものとする。

(単独放送)

第20条 屋外拡声子局による単独放送は、無線担当者が行うものとする。

2 無線管理者は、非常時又は緊急その他やむを得ない事情があると認められるときは、第三者に放送させることができる。

(業務日誌)

第21条 無線担当者は、毎日の通信状況を管理し、無線放送依頼書により、定期的に無線管理者の査閲を受けなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第22条 無線管理者は、無線担当者を選任し、又は解任したときは、法第39条第4項又は同法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届(様式第2号)を近畿総合通信局長へ提出しなければならない。

(備付業務書類)

第23条 無線局に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2章第7節に定めるものとする。

2 無線管理者は、前項に規定する書類等を紛失しないよう十分な保管措置を講じなければならない。

(管理台帳)

第24条 無線管理者は、無線設備管理台帳（様式第3号）を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならない。

(保守の区分)

第25条 無線設備の保守点検は、日常点検及び定期点検に区分して行う。

(日常点検)

第26条 無線管理者は、無線取扱責任者及び無線担当者（以下「保全担当者」という。）に日常点検を行わせなければならない。

2 保全担当者が行う日常点検の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 通話試験 時報及び定時放送の受信状況の確認

(2) 設備現状点検 無線設備の形状及び外觀異常の有無の確認並びに清掃

(定期点検)

第27条 無線管理者は、正常に無線設備を維持するため、定期点検を無線業者に委託して実施させるものとする。

2 前項の規定による業務委託の内容等詳細については、別途業務委託契約書で定める。

(異常発生時の措置)

第28条 保全担当者は、日常点検の結果、無線設備に異常を発見したとき、又は故障等障害が発生したときは、速やかに無線管理者にその状況等を報告しなければならない。

2 前項の規定により、報告を受けた無線管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

第29条 無線管理者は、無線局に障害記録簿（様式第4号）を備え付け、無線設備の障害の事実、措置内容等を記録保管させなければならない。

附 則

1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。

2 岬町防災行政無線放送規程（昭和57年岬町規程第2号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

地 震・津波情報の広報文例

[例文 1 《津 波》]

●海浜にある者への避難指示の伝達

- ・緊急連絡をします。こちらは、岬町役場です。
- ・〇〇の地震の影響による津波の到達予想時刻は、〇〇時〇〇分頃です。
- ・海や浜にいる人は、至急、高台に避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動して下さい。
- ・以上、岬町役場からの緊急連絡です。……………

(メッセージはすべて 2 回繰返し)

[例文 2 《地震発生直後》]

●地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

- ・こちらは、岬町役場です。
- ・ただいま、〇〇を震源とする震度〇〇の地震がありました。
- ・ガスの元栓をしめて、火の元を消して下さい。
- ・電気器具のスイッチも切して下さい。
- ・停電した場合は、懐中電灯を使って下さい。
- ・マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
- ・ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
- ・屋外にいる人は、壊れた建物やビル、ブロック塀、高圧線から離れて下さい。
- ・ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけて下さい。
- ・車に乗っている方は車を左側に寄せ、エンジンを切って様子を見て下さい。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
- ・以上、岬町役場です。
- ・くりかえし、お知らせいたします。……………

(メッセージはすべて 2 回繰返し)

[例文 3 《地震後の避難》]

●住民への避難指示の伝達

- ・こちらは、岬町役場（岬町災害対策本部）です。
- ・先ほどの地震により、町内各地で家屋の倒壊などの被害が発生しています。
- ・よって岬町では住民への避難指示を發表します。
- ・住民の皆様は、すみやかに各地域の避難所へ避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動をして下さい。
- ・なお、避難するときの持ち物は最小限にし、徒歩で避難して下さい。
- ・以上、岬町役場（岬町災害対策本部）です。
- ・くりかえし、お知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

[例文 4 《地震後の注意事項》]

●地震発生後の注意事項（震度4以上の場合）

- ・こちらは、岬町役場（岬町災害対策本部）です。
- ・〇〇地方の地震はおさまりました。
- ・震源は〇〇、岬町の震度は〇〇と發表されました。
- ・しばらくの間、してはならないことは次のとおりです。
 - ◇ 電話は使わないで下さい。
 - ◇ 水はむだにしないで下さい。
 - ◇ 必要もないのに表に出ないで下さい。
 - ◇ マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
 - ◇ たばこはしばらく、がまんして下さい。
 - ◇ 照明スイッチをつけたり消したりしないで下さい。
- ・出所のわからない情報・デマには一切耳を貸さず、人にも伝えないようお願いいたします。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・以上、岬町役場（岬町災害対策本部）です。
- ・くりかえし、お知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、地震計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されて場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－	－	－	－	－
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－	－	－	－	－
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－	－	－	－	－
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	－	－	－	－
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	－	－	－	－
	5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	－	－
5.0	5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6.0	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- （注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- （注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- （注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。
- （注 4）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- （注 5）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

計測震度	震度階級	地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等	大規模建造物への影響
		地盤の状況	斜面等の状況		
0.5 1.5 2.5 3.5	0	—	—	—	●長周期地震動※5による超高層ビルの揺れ 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないう、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 ●石油タンクのスロッシング 長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 ●大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
	1	—	—	—	
	2	—	—	—	
	3	—	—	—	
	4	—	—	●鉄道の停止、高速道路の規制等 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)	
4.5 5.0 5.5	5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	●ガス供給の停止 安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※4。 ●断水、停電の発生 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※4。 ●エレベーターの停止 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	
				—	
	6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	●電話等通信の障害 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	
6.0 6.5	6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。	—	
	7			—	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

※4 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

※5 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

津波高と被害程度

津波強度		0	1	2	3	4	5
津波高（m）		1	2	4	8	16	32
津波の形態	緩斜面	岸で盛り上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に砕波を伴うものが増える	第一波でも巻き波砕波を起こす		
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
音響				前面砕波による連続音 （海鳴り、暴風雨）			
					浜での巻き波砕波による大音響 （雷鳴、遠方では認識されない）		
						崖に衝突する大音響 （遠雷、突破、かなり遠くまで聞こえる）	
木造家屋		部分的破壊	全面破壊				
石造家屋		持ちこたえる		（資料なし）		全面破壊	
鉄筋コンクリートビル		持ちこたえる			（資料なし）		全面破壊
漁船			被害発生	被害率 50%		被害率 100%	
防潮林被害 防潮林効果		被害軽微 津波軽減 漂流物阻止		部分的被害 漂流物阻止		全面的被害 効果なし	
養殖筏		被害発生					
沿岸集落			被害発生	被害率 50%		被害率 100%	
津波高（m）		1	2	4	8	16	32

注：表中、津波高 (m) は船舶・養殖筏など海上にあるものに対しては汀線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。

最下段は一集落全体を対象とした表現となっており、その集落の浸水域内で発生した最高遡上高（最高打ち上げ高）(m) とその浸水域内全体としての家屋被害率の被害程度との関係になっている。

出典：津波工学研究報告（1993 年）

第4 広域防災体制

観 測 所

●雨量観測所(大阪府所管)

【令和6年1月31日現在】

※印は大阪管区气象台に通報する観測所

観測所名	流域 河川名	施 設			所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量	備考
		日 巻	月 巻	テレ メー タ					
※ 深日港 (岬町)	深日港			○ 63 無	深日 3493	港湾局長	所員 TEL 072 (492) 2025	H12.9.11 290.0mm	
逢帰ダム	大川			○	上孝子 1018	泉州農と緑の総合 事務所長	所員 TEL 072 (439) 3601	—	

注) 施設月巻欄下の(1)は1ヶ月巻き、(3)は3ヶ月巻き、(6)は6ヶ月巻きを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。

施設テレメータ欄下の63、2等は、設置年が昭和63年、平成2年であることを示す。

●大阪府土砂災害予警報システム(土石流テレメーター等設置場所)

【令和6年1月31日現在】

局数	局種・局名	所在地	備考
104	深日	深日 1 1 4 3 - 2	観測局(市町村)
105	甲山	多奈川谷川 2 2 5 1 - 2	観測局(市町村)
106	多奈川	多奈川谷川 1 6 2 4	観測局(市町村)

●河川水位観測所大阪府所管)

【令和6年1月31日現在】

観測所名	観測 級別	河川名	施 設			※1 通報水位 ※2 警戒水位 (m)	堤防天 端高(量 水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標零 線高 0. P. +(m)	既往最 高水位 (量水標 読)(m)	備考
			量 水 標	自 記	テレ メー タ								
谷川橋	1	東川		○	○ 12 無	0.60 1.40	5.80	多奈川	岸和田土 木事務所 長	所員 TEL 072 (439) 3601	2.850		超音波式
田身輪橋	1	番川	○		○ 13 無	0.80 1.60	3.26	淡輪	〃	〃	16.480		水晶水压式
宮下橋	1	大川	○		○ 13 無	0.70 1.70	8.61	深日	〃	〃			水晶水压式

注) 観測級別：1級は、年間を通じて観測を行う。2級は、出水期のみ観測を行う。

施設自記欄、テレメータ欄下の63、2等は、設置年が昭和63年、平成2年であることを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。

※1 通報水位は、水防団待機水位(通報水位)を表す。

※2 警戒水位は、はん濫注意水位(警戒水位)を表す。

●潮位観測所

【令和6年1月31日現在】

観測所名	河川及び 海岸名	位 置	管 理 者	観 測 者	摘 要
淡 輪	泉南海岸	岬町淡輪地先	大阪管区気象台長	気象台職員	
深 日	深 日 港	岬町深日 3493	港湾局長	所員	テレメータ

●ため池雨量観測所(大阪府所管)

【令和6年1月31日現在】

観測所名	施設	通報水位 警戒水位	余水吐低より 堤防天端まで	所 在 地	観測局管理者	ため池管理者
逢帰ダム	テレメータ	余水吐敷高 1.00	3.55	岬町孝子 1080	大阪府泉州農と 緑の総合事務所	岬 町 長

大阪府選定の防災拠点

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

区 分	対 象 地 区	所 在 地
広 域 防 災 拠 点	1 大阪北部 2 大阪中部（八尾空港周辺） 3 大阪南部（りんくうタウン）	吹田市千里万博公園 5－5 八尾市空港 1 丁目 2 0 9－7 泉南市りんくう南浜 2－1 4
後 方 支 援 活 動 拠 点	※ 1 日本万国博覧会記念公園 ※ 2 服部緑地 3 大阪城公園 4 鶴見緑地 5 長居公園 ※ 6 寝屋川公園 ※ 7 久宝寺緑地 8 山田池公園 ※ 9 大泉緑地 10 錦織公園 11 蜻蛉池公園	吹田市千里万博公園 1－1 豊中市服部緑地 1－1 大阪市中央区大阪城 大阪市鶴見区緑地公園 大阪市東住吉区長居公園 寝屋川市寝屋川公園 1 7 0 7 八尾市西久宝寺 3 2 3 枚方市山田池公園 1－1 堺市北区金岡町 1 2 8 富田林市錦織 1 5 6 0 岸和田市三ヶ山町大池尻 7 0 1

※ 地震に係る広域的支援部隊の集結場所候補地

第5 消火・救助・救急

消防力の概況

【令和6年1月31日現在】

区 分			現有数	
			泉州南消防組合	岬町消防団
施設	署所及び分団		1 本部 6 署	8
	車 両	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車	7 (1)	
		消 防 ポ ン プ 車	10 (1)	4
		救 助 工 作 車	2	
		は し ご 車	3	
		水 難 救 助 車	2	
		大 型 化 学 車	1	
		化 学 車	1	
		指 揮 車	2	
		泡 原 液 搬 送 車		
		水 槽 車	1	
		高 規 格 救 急 車	16 (2)	
		資 器 材 搬 送 車	8 (1)	
		大 型 搬 送 車	1	
		小型動力ポンプ付積載車		8
		そ の 他	18 2	3
			72 (7)	15
人員	消防職員及び団員		356 人 (34 人)	97 人

()内は、岬消防署の車両保有台数

消防水利の現況（岬町）

【令和6年1月31日現在】

区 分			現有数	備考	
消 火 栓	公 設	配 管 口 径	50mm	11	
			75mm	280	
			100mm	143	
			125mm	0	
			150mm	89	
			200mm	15	
			250mm	22	
			300mm	1	
			350mm	6	
			400mm	1	
			450mm	1	
	小 計		569		
私 設		23			
合 計		592			
防 火 水 槽	公 設	40 トン未満	0	※内、公設耐震性防火水槽 19	
		40 トン以上	66		
		小 計	66		
	私 設	40 トン未満	1		
		40 トン以上	21		
		小 計	22		
	合 計		88	※内、私設耐震性防火水槽 4	

消防資機材保有状況

【令和6年1月31日現在】

種 別		岬署	団	種 別		岬署	団
消 火 活 動 用	発泡ノズル	4		救 助 活 動 用	救命索発射銃		
	ターレット	2			サバイバースリング・救助用縛帯	3	
	フォグガン	3	2		平担架		
	アルミ製三連はしご				油圧ジャッキ	4	1
	小型動力ポンプ	3	4		油圧スプレッダー	1	
	集水器				可搬ウインチ		
	簡易水槽	3			マンホール救助器具		
	ホース 65mm	104	172		マット型空気ジャッキ	1	
	ホース 50mm	150	142		大型油圧スプレッダー	1	
	かぎ付きはしご	2	10		エンジンカッター	(4)	(1)
	三連はしご	4			ガス溶断器		
	可搬ウインチ				チェーンソー	(1)	(5)
	エンジンカッター	4	1		鉄線カッター	(5)	
	チェーンソー	1	5		空気鋸		
	鉄線カッター	5			大型油圧切断機	1	
	万能斧	4	12		空気切断機		
	ハンマー	1			万能斧	(4)	(12)
	空気呼吸器	9			ハンマー	(1)	
	防塵マスク	2	21		携帯用コンクリート破壊器具		
	耐電手袋	9			削岩機		
	防塵メガネ	6			ハンマドリル		
	携帯警報器	5			可燃性ガス測定器		
	耐熱服		13		酸素濃度測定器		
	投光器	7	13		放射線測定器		
	携帯投光器(懐中電灯)	17	15		空気呼吸器	(9)	
	携帯拡声器	7	10		酸素呼吸器		
	携帯無線機	8	36		防塵マスク	(16)	(21)
	発電機	8	6		送排風機		
林 野 火 災 用	可搬式散水装置	7			耐電手袋	(9)	
	水幕ホース				耐電衣		
	スコップ	24	96		耐電ズボン		
	カマ	5	2		耐電長靴	2	
	ナタ	9	11		防塵メガネ	(6)	
	ノコギリ	6			携帯警報器	(5)	
	ホース延長器	13	5		陽圧式化学防護服		
	リュックサック	2			耐熱服		
活 救 動 急 用	患者監視モニター	2			放射線防護服		
	自動体外式除細動器(半自動含む)	2			潜水器具	2	
	陰圧式固定器具	2			救命胴衣	13	4
	自動式人工呼吸器	2			水中投光器	2	

種 別		岬署	団	種 別		岬署	団
	自動心マッサージ器（電気駆動式）	1			救命浮環	2	
	自動心マッサージ器（空気駆動式）				浮標		
	輸液ポンプ	2			救命ボート		
	バックボード一式	3			ゴムボート		
	スクープストレッチャー	3			船外機		
	ナビゲーションシステム	2			バスケット型担架	1	
	訓練用人形	13			簡易画像探査機		
	AED トレーナー	4			熱画像直視装置		
測 定 用	検電器	3			投光器	(8)	(13)
	張力計				携帯投光器(懐中電灯)	(17)	(15)
	検圧器	2			携帯拡声器	(7)	(10)
消薬 剤 火等	合成界面活性剤泡消火薬剤(ℓ)				携帯無線機	(8)	(36)
	水成膜泡消火薬剤(ℓ)	s			応急処置用セット		
	油処理剤(ℓ)				緩降機		
	油吸着剤(kg)	330			ロープ登降機		
救活 動 助用	かぎ付きはしご	(1)			発電機	(8)	(6)
	三連はしご	(4)					
	金属製折りたたみはしご		3				
	空気式救助マット						
備考	救助活動用資機材のうち()については、消火活動用と兼用のため重複しているもの。						

第6 医療・保健衛生

災 害 医 療 機 関

●災害拠点病院（基幹災害拠点病院）

【令和4年12月1日現在】

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区 万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

●災害拠点病院（地域災害医療センター）

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都 島本通 2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041	1,063
独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法 円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区 筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪公立大学 医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	965
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台 1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	333
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘 2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1,086
大阪医科大学附属病院	569-8686	高槻市大学町 2-7	072-683-1221	072-682-3822	832
関西医科大学附属枚方病院	573-1191	枚方市新町 2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人関西医科大学 関西医科大学 総合医療センター	570-8507	守口市文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
大阪府立 中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30
私立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田 3-4-5	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学 近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市 大野東 377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区 家原寺町 1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター （大阪府泉州救命救急センター）	598-8577	泉佐野市 りんくう往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区 北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条 南 1-27-1	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町 4-27-1	072-445-9915	072-445-9791	341

●特定診療災害医療センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	541-8567	大阪市中央区 大手前 3-1-69	06-6945-1181	06-6945-1900	500
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	573-0022	枚方市宮之阪 3-16-21	072-847-3261	072-840-6206	473
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	583-8588	羽曳野市 はびきの 3-7-1	072-957-2121	072-958-3291	426
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	594-1101	和泉市室堂町 840	0725-56-1220	0725-56-5682	375

●市町村災害医療センター

※1 各医療機関は、それぞれ所在地の市町村における災害医療センター。ただし、（注１）は島本町、
（注２）は忠岡町の災害医療センターを兼ねる。

※2 ★は災害拠点病院を兼ねる医療機関。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
大阪市立十三市民病院	532-0034	大阪市淀川区 野中北 2-12-27	06-6150-8000	06-6150-8680	26
独立行政法人労働者健康安全 機構 大阪労災病院	591-8025	堺市北区長 曽根町 1179-3	072-252-3561	072-255-3349	678
市立池田病院	563-8510	池田市城南 3-1-18	072-751-2881	072-754-6374	364
箕面市立病院	562-0014	箕面市萱野 5-7-1	072-728-2001	072-728-8232	317
市立豊中病院	560-8565	豊中市柴原町 4-14-1	06-6843-0101	06-6858-3531	613
市立吹田市民病院	564-8567	吹田市岸部 新町 5-7	06-6387-3311	06-6380-5825	431
豊能町国民健康保険診療所	563-0219	豊能郡豊能町 余野 61-1	072-739-0004	072-739-0217	0
摂津ひかり病院	566-0054	摂津市鳥飼八防 2-3-8	072-654-8888	072-654-7878	50
社会福祉法人恩賜財団大阪府 済生会茨木医療福祉センター 大阪府済生会茨木病院	567-0035	茨木市見付山 2-1-45	072-622-8651	072-627-2022	315
高槻市立保健センター	569-0052	高槻市城東町 5 番 1 号	072-661-9330	072-661-1800	0
高槻赤十字病院	569-1096	高槻市阿武野 1 丁目 1 番 1 号	072-696-0571	072-696-1228	439

社会医療法人 仙養会北摂総合病院	569-8585	高槻市北柳川町 6-24	072-696-2121	072-690-3061	217
社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院	569-1121	高槻市真上町 3丁目13-1	072-681-5717	072-682-6747	329
社会医療法人愛仁会 高槻病院	569-1192	高槻市古曽部町 1-3-13	072-681-3801	072-682-3834	477
医療法人東和会 第一東和会病院	569-0081	高槻市宮野町 2-17	072-671-1008	072-671-1030	243
市立ひらかた病院	573-1013	枚方市禁野本町 2丁目14番1号	072-847-2821	072-847-2825	335
寝屋川市立 保健福祉センター診療所	572-8533	寝屋川市 池田西町28-22	072-828-3931	072-812-2135	0
学校法人 関西医科大学 関西 医科大学総合医療センター★	570-8507	守口市文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
門真市 保健福祉センター診療所	571-0064	門真市御堂町 14-1	06-6903-3000	06-6904-6832	0
大東市立こども診療所	574-0028	大東市幸町 8番1号	072-873-8686	072-873-8687	0
医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院	574-0074	大東市谷川 2丁目10番50号	072-874-1641	072-875-1253	218
社会医療法人信愛会 暇生会脳神経外科病院	575-8511	四條畷市 中野本町28-1	072-877-6639	072-877-6692	270
社会医療法人信愛会 交野病院	576-0043	交野市松塚39-1	072-891-0331	072-893-2300	208
市立東大阪医療センター★	578-8588	東大阪市西岩田 三丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
八尾市立病院	581-0069	八尾市龍華町 1丁目3番1号	072-922-0881	072-924-4820	380
市立柏原病院	582-0005	柏原市法善寺 1-7-9	072-972-0885	072-970-2120	220
医療法人徳洲会 松原徳洲会病院	580-0032	松原市天美東 7-13-26	072-334-3400	072-332-3512	189
医療法人春秋会城山病院	583-0872	羽曳野市はびき の2丁目8番1号	072-958-1000	072-959-0800	299
市立藤井寺市民病院	583-0012	藤井寺市道明寺 2-7-3	072-939-7031	072-939-7068	98
大阪府済生会富田林病院	584-0082	富田林市 向陽台1-3-36	0721-29-1121	0721-28-3550	260
独立行政法人国立病院機構大 阪南医療センター	586-8521	河内長野市 木戸東町2-1	0721-53-5761	0721-53-8904	430
医療法人正雅会辻本病院	589-0031	大阪狭山市 池之原二丁目 1128番地の2	072-366-5131	072-368-2261	99

医療法人樫本会樫本病院	589-0012	大阪狭山市東 茱 黄木 4-1151	072-366-1818	072-367-4100	199
太子町立保健センター	583-0992	南河内郡太子町 大字山田 101 番地	0721-98-0300	0721-98-3600	0
千早赤阪村 国民健康保険診療所	585-0041	南河内郡 千早赤阪村大字 水分 195 番地の 1	0721-72-0038	0721-72-0038	0
和泉市立総合医療センター	594-0073	和泉市和気町 四丁目 5 番 1 号	0725-41-1331	0725-43-3350	307
泉大津市立病院	595-0027	泉大津市 下条町 16-1	0725-32-5622	0725-32-8056	230
医療法人医進会 高石加茂病院	592-0012	高石市 西取石 3-23-17	072-262-1121	072-262-7016	78
医療法人良秀会 高石藤井病院	592-0014	高石市綾園 1 丁目 14 番 25 号	072-262-5335	072-262-5339	163
高石市立診療センター	592-0002	高石市 羽衣 4-4-26	072-267-0003	072-267-0081	16
市立岸和田市民病院 (注 2)	596-8501	岸和田市額原町 1001 番地	072-445-1000	072-441-8812	400
市立貝塚病院	597-0015	貝塚市堀 3-10-20	072-422-5865	072-439-6061	249
りんくう総合医療センター★	598-8577	泉佐野市りんく う往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会新泉南病院	590-0535	泉南市りんくう 南浜 3 番 7	072-480-5618	072-485-0270	26
社会医療法人生長会 阪南市民病院	599-0202	阪南市下出 17	072-471-3321	072-471-6543	185
医療法人穂仁会 聖祐病院	595-0811	泉北郡 忠岡町忠岡北 1 丁目 3 番 7 号	0725-20-6650	0725-20-6652	47
永山病院	590-0406	泉南郡熊取町 大久保東 1 丁目 1 番 10 号	072-453-1122	072-453-2841	230
田尻町総合保健福祉センター	598-0091	泉南郡田尻町 嘉祥寺 883-1	072-466-8811	072-466-8841	0

●災害医療協力病院

※★は災害拠点病院、◆は特定診療災害医療センター、●は市町村災害医療センターを兼ねる医療機関。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号	総病床数
箕面市立病院●	562-0014	箕面市萱野 5-7-1	072-728-2001	072-728-8232	317
市立池田病院●	563-8510	池田市 城南 3-1-18	072-751-2881	072-754-6374	364
医療法人マックスール巽病院	563-0031	池田市 天神 1-5-22	072-763-5100	072-763-5145	75
医療法人互惠会 池田回生病院	563-0053	池田市 建石町 8-47	072-751-8001	072-751-4191	97
社会医療法人北斗会 さわ病院	561-0803	豊中市 城山町 1-9-1	06-6865-1211	06-6865-1261	455
医療法人豊済会 小曽根病院	561-0814	豊中市豊 南町東 2-6-4	06-6332-0135	06-6332-1644	525
市立豊中病院●	560-8565	豊中市 柴原町 4-14-1	06-6843-0101	06-6858-3531	613
関西メディカル病院	560-0083	豊中市新千里西 町 1 丁目 1 番 7 の 2 号	06-6836-1199	06-6836-1198	225
大阪脳神経外科病院	561-0836	豊中市 庄内宝町 2-6-23	06-6333-0080	06-6332-8540	122
医療法人善正会上田病院	561-0833	豊中市 庄内幸町 4-28-12	06-6334-0831	06-6332-8022	94
医療法人藏春堂小西病院	561-0802	豊中市曾根東町 2 丁目 9 番 14 号	06-6862-1701	06-6864-2220	37
医療法人若葉会 豊中若葉会病院	560-0003	豊中市 東豊中町 5-13-18	06-6856-9550	06-6856-9554	115
社会医療法人彩樹 豊中敬仁会病院	560-0004	豊中市少路 1 丁目 8 番 12 号	06-6853-1700	06-6853-1750	60
医療法人篤友会千里山病院	561-0871	豊中市 東寺内町 5-25	06-6385-2395	06-6337-8258	59
医療法人松柏会榎坂病院	564-0063	吹田市 江坂町 4-32-1	06-6384-3365	06-6384-3446	360
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部大阪府済生会吹田病院	564-0013	吹田市 川園町 1 番 2 号	06-6382-1521	06-6382-2498	440
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	564-8565	吹田市 岸部新町 6 番 1 号	06-6170-1070	06-6170-1602	550
医療法人ダイワ会大和病院	564-0062	吹田市垂水町三 丁目 22 番 1 号	06-6380-1981	06-6380-1854	171
社会医療法人愛仁会 井上病院	564-0053	吹田市江の木町 16 番 17 号	06-6385-8651	06-6386-0288	127
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部 大阪府済生会千里病院 ★	565-0862	吹田市津雲台 1 丁目 1 番 6 号	06-6871-0121	06-6871-0130	333

市立吹田市民病院●	564-8567	吹田市 岸部新町 5 番 7 号	06-6387-3311	06-6380-5825	431
医療法人協和会協和会病院	564-0001	吹田市 岸部北 1-24-1	06-6339-3455	06-6339-0787	301
医療法人徳洲会 吹田徳洲会病院	565-0814	吹田市千里丘西 21 番 1 号	06-6878-1110	06-6878-5222	365
摂津ひかり病院●	566-0054	摂津市 鳥飼八防 2-3-8	072-654-8888	072-654-7878	50
医療法人医誠会 摂津医誠会病院	566-0021	摂津市 南千里丘 1-32	06-6319-0531	06-6319-5221	170
医療法人清風会茨木病院	567-0801	茨木市 総持寺 1-4-1	072-622-2721	072-621-7092	340
北大阪ほうせんか病院	567-0052	茨木市室山 1-2-2	072-643-6921	072-641-4604	280
友紘会総合病院	567-0058	茨木市西豊川町 25 番 1 号	072-641-2488	072-641-3544	278
医療法人 恵仁会 田中病院	567-0861	茨木市東奈良 3 丁目 16 番 31 号	072-635-5831	072-632-7917	78
社会医療法人祐生会 茨木みどりヶ丘病院	567-0034	茨木市 中穂積 3-2-41	072-622-1515	072-622-1581	144
医療法人恒昭会 藍野花園病院	567-0017	茨木市 花園 2-6-1	072-641-4100	072-641-4998	606
医療法人京優会 谷川記念病院	567-0031	茨木市 春日 1-16-59	072-622-3833	072-622-9702	43
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部大阪府済生会茨木病院	567-0035	茨木市見付山 2 丁目 1 番 45 号	072-622-8651	072-627-2022	315
医療法人東和会 東和会いばらき病院	567-0888	茨木市駅前 3 丁目 6 番 23 号	072-623-0234	072-623-7906	43
社会医療法人仙養会 北摂総合病院	569-8585	高槻市北柳川町 6 番 24 号	072-696-2121	072-690-3061	217
医療法人美喜和会 美喜和会 オレンジホスピタル	569-1041	高槻市大字奈佐 原 10 番 10	072-693-0052	072-693-0025	240
医療法人光愛会 光愛病院	569-1041	高槻市奈佐原 4 丁目 3 番 1 号	072-696-2881	072-696-6402	203
高槻赤十字病院	569-1096	高槻市阿武野 1 丁目 1 番 1 号	072-696-0571	072-696-1228	335
大阪医科薬科大学病院★	569-8686	高槻市大学町 2 番 7 号	072-683-1221	072-682-3822	832
特定医療法人大阪精神医学研 究所 新阿武山病院	569-1041	高槻市奈佐原 4 丁目 10 番 1 号	072-693-1881	072-693-3029	273
社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院	569-1121	高槻市真上町 3 丁目 13 番 1 号	072-681-5717	072-682-6747	329
大阪医科薬科大学 三島南病院	569-0856	高槻市 玉川新町 8-1	072-677-1333	072-677-1340	214

社会医療法人愛仁会 高槻病院	569-1192	高槻市古曽部町 1丁目3番13号	072-681-3801	072-682-3834	477
医療法人東和会 第一東和会病院	569-0081	高槻市 宮野町2番17号	072-671-1008	072-671-1030	243
特定医療法人健和会 うえだ下田部病院	569-0046	高槻市 登町33番1号	072-673-7722	072-673-8656	116
医療法人清仁会 水無瀬病院	618-0012	三島郡島本町 高浜3丁目2番26号	075-962-5151	075-961-5840	117
医療法人西浦会 京阪病院	570-0005	守口市 八雲中町3-13-17	06-6908-2019	06-6908-1322	231
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合医療センター★●	570-8507	守口市 文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
医療法人 清水会 鶴見緑地病院	570-0044	守口市南寺方 南通3-4-8	06-6997-0101	06-6992-0151	143
パナソニック健康保険組合 松下記念病院	570-8540	守口市 外島町5-55	06-6992-1231	06-6992-5808	323
社会医療法人 彩樹 守口敬仁会病院	570-0021	守口市八雲東町 二丁目47番12号	06-6906-9000	06-6906-9008	185
社会医療法人 弘道会 守口生野記念病院	570-0002	守口市佐太中町 六丁目17番33号	06-6906-1100	06-6902-9021	199
社会医療法人 弘道会 萱島生野病院	571-0071	門真市 上島町22-11	072-885-3000	072-885-3111	140
社会医療法人 蒼生会 蒼生病院	571-0023	門真市 大字横地596番地	072-885-1711	072-885-1740	150
医療法人 孟仁会 摂南総合病院	571-0041	門真市柳町 1番10号	06-6909-0300	06-6906-0897	303
医療法人一祐会藤本病院	572-0838	寝屋川市 八坂町2-3	072-824-1212	072-821-9213	148
医療法人協仁会小松病院	572-8567	寝屋川市 川勝町11-6	072-823-1521	072-823-1588	190
医療法人長尾会 ねや川サナトリウム	572-0854	寝屋川市寝屋川 公園2370-6	072-822-3561	072-824-1263	267
社会医療法人山弘会上山病院	572-0848	寝屋川市秦町 15-3	072-825-2345	072-825-3988	189
医療法人大慶会星光病院	572-0831	寝屋川市豊野町 14番5号	072-824-3333	072-823-7220	107
医療法人 全心会 寝屋川ひかり病院	572-0025	寝屋川市石 津元町12番20号	072-829-3331	072-829-3339	84
社会医療法人 弘道会 寝屋川生野病院	572-0028	寝屋川市 日新町2番8号	072-834-9000	072-834-8856	103
一般財団法人大阪府結核 予防会大阪 複十字病院	572-0850	寝屋川市打上 高塚町3番10号	072-821-4781	072-824-2312	150

関西医科大学 香里病院	572-8551	寝屋川市香里 本通町 8 番 45 号	072-832-5321	072-832-9534	199
独立行政法人 地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療セ ンター	573-8511	枚方市星丘 4-8-1	072-840-2641	072-840-2266	580
国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院	573-0153	枚方市藤阪東町 一丁目 2 番 1 号	072-858-8233	072-859-1093	313
東香里病院	573-0075	枚 方 市 東 香 里 1-24-34	072-853-0501	072-853-0505	195
医療法人社団有恵会 香里ヶ丘有恵会病院	573-0084	枚方市香里ヶ丘 五丁目 8 番 1 号	072-853-1181	072-854-2840	171
友隣会 メディカルケアクリニック	573-0058	枚方市 伊加賀東町 2-21	072-844-5181	072-846-3587	19
医療法人亀廣記念医学会 関西記念病院	573-1137	枚方市 西招提町 2198	072-867-0051	072-855-7231	307
医療法人りんどう会 向山病院	573-1133	枚方市 招提元町 1-36-6	072-855-1246	072-868-7887	85
社会医療法人美杉会 佐藤病院	573-1124	枚方市養父東町 65 番 1 号	072-850-8711	072-868-3844	120
関西医科大学附属病院 ★	573-1191	枚方市新町 2 丁目 3 番 1 号	072-804-0101	072-804-0131	751
医療法人愛和会 新世病院	573-1162	枚方市田口 5 丁目 11 番 1 号	072-848-0011	072-840-6646	120
関西医科大学 くずは病院	573-1121	枚方市楠葉 花園町 4 番 1 号	072-809-0005	072-809-2121	94
医療法人毅峰会 吉田病院	573-0064	枚方市北中振 三丁目 8 番 14 号	072-833-1831	072-833-1838	58
医療法人讃高会 高井病院	573-0126	枚方市津田西町 一丁目 37 番 8 号	072-858-7272	072-858-4053	66
医療法人みどり会 中村病院	573-0104	枚方市 長尾播磨谷 一丁目 2834 番地 5	072-868-2071	072-868-9663	206
福田総合病院	573-1178	枚方市渚西 1 丁目 18 番 11 号	072-847-5752	072-847-2991	171
医療法人北辰会 天の川病院	573-0022	枚方市宮之阪 2 丁目 20 番 1 号	072-847-2606	072-849-9855	157
市立ひらかた病院 ●	573-1013	枚方市禁野本町 2 丁目 14 番 1 号	072-847-2821	072-847-2825	335
社会医療法人信愛会 交野病院 ●	576-0043	交野市松塚 39-1	072-891-0331	072-893-2300	208
社会医療法人信愛会 啜生会脳神経外科病院 ●	575-8511	四條畷市 中野本町 28-1	072-877-6639	072-877-6692	270
医療法人藤井会 北河内藤井病院	575-0003	四條畷市岡山東 3 丁目 1 番地 6 号	072-879-5311	072-879-5314	45

医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院 ●	574-0074	大東市谷川 2丁目10番50号	072-874-1641	072-875-1253	218
医療法人藤井会大東中央病院	574-0042	大東市大野 二丁目1番11号	072-870-0200	072-870-0202	117
医療法人仁泉会 仁泉会病院	574-0044	大東市 諸福 8-2-22	072-875-0100	072-875-3377	140
医療法人仁泉会 阪奈病院	574-0014	大東市 寺川 1-1-31	072-874-1111	072-874-1114	198
医療法人孟仁会 東大阪山路病院	578-0925	東大阪市 稲 葉 1-7-5	072-961-3700	072-961-3704	214
医療法人寿山会 喜馬病院	578-0941	東大阪市岩田町 4丁目2番8号	072-961-6888	072-965-2836	123
社会福祉法人天心会 小阪病院	577-0809	東大阪市永和 2丁目7番30号	06-6722-5151	06-6722-5121	537
医療法人社団丸山会 八戸の里病院	577-0803	東大阪市 下小阪 3-16-14	06-6722-7676	06-6721-9361	95
医療法人聖和錦秀会 阪本病院	577-0811	東大阪市西上 小阪 7番 17号	06-6721-0344	06-6730-3616	312
医療法人宝会 池田病院	577-0805	東大阪市宝持 1丁目9番28号	06-6721-0151	06-6721-1451	199
社会医療法人若弘会 若草第一病院	579-8056	東大阪市 若草町 1-6	072-988-1409	072-985-6731	230
医療法人河内友紘会 河内総合病院	578-0954	東大阪市横枕 1番 31号	072-965-0731	072-965-2022	350
医療法人藤井会 石切生喜病院	579-8026	東大阪市 弥生町 18-28	072-988-3121	072-988-3119	331
医療法人恵生会 恵生会病院	579-8036	東大阪市鷹殿町 20番 29号	072-982-5101	072-982-5503	184
市立東大阪医療センター ★ ●	578-8588	東大阪市西岩田 三丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
医療法人貴島会貴島病院本院	581-0853	八尾市 楽音寺 3-33	072-941-1499	072-941-4666	213
医療法人厚生医学会 厚生会第一病院	581-0045	八尾市 西木の本 1-63	072-992-7055	072-924-3233	151
医真会八尾総合病院	581-0036	八尾市沼 1-41	072-948-2500	072-948-2544	241
八尾市立病院●	581-0069	八尾市龍華町 丁目3番1号	072-922-0881	072-924-4820	380
医療法人徳洲会 八尾徳洲会総合病院	581-0011	八尾市 若草町 1-17	072-993-8501	072-993-8567	415
医療法人 桜希会 東朋八尾病院	581-0802	八尾市北本町 2丁目10番54号	072-924-0281	072-924-0280	94
医療法人養心会国分病院	582-0026	柏原市 旭ヶ丘 4-672	072-978-6072	072-978-2471	201

市立柏原病院●	582-0005	柏原市 法善寺 1-7-9	072-972-0885	072-970-2120	220
丹比荘病院	583-0884	羽曳野市野 164-1	072-955-4468	072-954-2259	310
医療法人医仁会藤本病院	583-0857	羽曳野市誉田 三丁目 15 番 27 号	072-958-5566	072-958-5564	177
運動器ケア しまだ病院	583-0875	羽曳野市 樫山 100-1	072-953-1001	072-953-1552	88
医療法人昌円会高村病院	583-0886	羽曳野市 恵我之荘 3-1-3	072-939-0099	072-939-0599	175
医療法人春秋会城山病院●	583-0872	羽曳野市はびき の 2 丁目 8 番 1 号	072-958-1000	072-959-0800	299
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター◆	583-8588	羽曳野市はびき の 3 丁目 7-1	072-957-2121	072-958-3291	426
医療法人ラポール会 田辺脳神経外科病院	583-0014	藤井寺市野中 2 丁目 91 番地	072-937-0012	072-937-0085	50
医療法人邦英会寺下病院	580-0014	松原市岡 7-191-1	072-333-1411	072-333-1777	72
医療法人敬寿会 吉村病院	580-0005	松原市別所 7 丁目 5 番 3 号	072-336-3101	072-336-3100	222
阪南中央病院	580-0023	松原市 南新町 3-3-28	072-333-2100	072-335-2005	199
医療法人徳洲会 松原徳洲会病院●	580-0032	松原市 天美東 7-13-26	072-334-3400	072-332-3512	189
社会医 x 療法人 垣谷会 明治橋病院	580-0045	松原市 三宅西 1-358-3	072-334-8558	072-334-8537	216
学校法人近畿大学 近畿大学病院★	589-8511	大阪狭山市 大野東 377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
医療法人六三会 大阪さやま病院	589-0032	大阪狭山市 岩室 3-216-1	072-365-0181	072-367-3020	279
社会医療法人さくら会 さくら会病院	589-0011	大阪狭山市 半田 5-2610-1	072-366-5757	072-367-2808	147
医療法人樫本会樫本病院●	589-0012	大阪狭山市 東茱萸木 4-1151	072-366-1818	072-367-4100	199
医療法人正雅会辻本病院●	589-0031	大阪狭山市池之 原二丁目 1128 番 地の 2	072-366-5131	072-368-2261	99
一般財団法人成研会 結のぞみ病院	584-0055	富田林市 伏見堂 95	0721-34-1101	0721-34-1105	398
大阪府済生会富田林病院●	584-0082	富田林市 向陽台 1-3-36	0721-29-1121	0721-28-3550	260
医療法人 宝生会 P L 病院	584-8585	富田林市 新堂 2204 番地	0721-24-3100	0721-25-9405	370
医療法人昭仁会小川外科	584-0036	富田林市 甲田 3-10-2	0721-24-8686	0721-24-4353	19

独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター●	586-8521	河内長野市 木戸東町 2-1	0721-53-5761	0721-53-8904	430
医療法人敬任会 南河内おか病院	586-0008	大阪府河内長野 市木戸東町 1 番 1 号	0721-55-1221	0721-52-3957	99
医療法人生登会 寺元記念病院	586-0017	河内長野市 古野町 4-11	0721-50-1111	0721-50-1122	160
医療法人若葉会 堺若葉会病院	591-8021	堺市北区 新金岡町 4-1-7	072-255-1001	072-255-8008	180
医療法人以和貴会 金岡中央病院	591-8012	堺市北区 中村町 450	072-252-9000	072-254-3660	471
独立行政法人労働者健康安全 機構 大阪労災病院●	591-8025	堺市北区 長曽根町 1179-3	072-252-3561	072-255-3349	678
医療法人方佑会植木病院	591-8024	堺市北区黒土町 3002 番地 5	072-257-0100	072-257-5082	130
医療法人杏和会阪南病院	599-8263	堺市中区 八田南之町 277	072-278-0381	072-277-2261	690
堺平成病院	599-8236	堺市中区 深井沢町 6-13	072-278-2461	072-279-9777	296
医療法人藤田好生会 堺フジタ病院	599-8236	堺市中区 深井沢町 3347	072-279-1170	072-279-1145	87
医療法人錦秀会 阪和第二泉北病院	599-8271	堺市中区 深井北町 3176	072-277-1401	072-278-5130	969
医療法人恒進會 泉北陣内病院	590-0106	堺市南区豊田 40 番地	072-299-2020	072-296-6372	269
堺咲花病院	590-0132	堺市南区原山台 二丁 7 番 1 号	072-295-8833	072-294-7700	310
社会医療法人 ペガサス馬場記念病院	592-8341	堺市西区浜寺船 尾町東 4-244	072-265-5558	072-265-6663	300
公益財団法人浅香山病院	590-0018	堺市堺区 今池町 3-3-16	072-229-4882	072-232-3787	1003
耳原総合病院	590-8505	堺市堺区 協和町 4 丁 465	072-241-0501	072-244-3577	386
医療法人慈友会堺山口病院	590-0829	堺市堺区 東湊町 6-383	072-241-3945	072-244-8047	60
医療法人いずみ会阪堺病院	590-0974	堺市堺区 大浜北町 1-8-8	072-233-6745	072-233-6928	140
清恵会病院	590-0064	堺市堺区 南安井町 1-1-1	072-223-8199	0120-34-8199	336
医療法人邦徳会 邦和病院	599-8232	堺市中区 新家町 700 番 1	072-234-1331	072-234-7474	119
社会医療法人頌徳会 日野病院	599-8123	堺市東区 北野田 626	072-235-0090	072-234-1029	199

吉川病院	591-8046	堺市北区東三国ヶ丘町4丁目1番25号	072-259-0100	072-259-3303	90
南堺病院	599-8233	堺市中区大野芝町292番地	072-236-3636	072-236-3640	153
堺市立総合医療センター★	593-8304	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
ベルランド総合病院	599-8247	堺市中区東山500番地3	072-234-2001	072-234-2003	477
医療法人好寿会美原病院	587-0061	堺市美原区今井380	072-361-0545	072-361-4331	452
医療法人暁美会田中病院	587-0002	堺市美原区黒山39-10	072-361-3555	072-361-8505	180
独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター	591-8025	堺市北区長曽根町1180番地	072-252-3021	072-251-1372	365
医療法人良秀会 高石藤井病院●	592-0014	高石市綾園1丁目14番25号	072-262-5335	072-262-5339	163
医療法人微風会 浜寺病院	592-0003	高石市東羽衣7-10-39	072-261-2664	072-263-5530	642
医療法人良秀会 高石藤井心臓血管病院	592-0014	高石市綾園2丁目15番18号	072-263-5050	072-263-5051	41
府中病院	594-0076	和泉市肥子町一丁目10番17号	0725-43-1234	0725-43-3995	380
和泉市立総合医療センター●	594-0073	和泉市和気町四丁目5番1号	0725-41-1331	0725-43-3350	307
医療法人琴仁会光生病院	594-0081	和泉市葛の葉町3丁目3番18号	0725-45-3381	0725-45-3453	145
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター◆	594-1101	和泉市室堂町840番地	0725-56-1220	0725-56-5682	375
社会医療法人啓仁会 咲花病院	594-1105	和泉市のぞみ野1-3-30	0725-55-1919	0725-55-1688	94
医療法人聖和錦秀会 阪和いずみ病院	594-1157	和泉市あゆみ野一丁目7番1号	0725-53-1555	0725-53-1214	588
医療法人貴生会 和泉中央病院	594-0042	和泉市箕形町6-9-8	0725-54-1380	0725-54-1235	206
泉大津市立病院●	595-0027	泉大津市下条町16-1	0725-32-5622	0725-32-8056	230
医療法人泉秀会かわい病院	595-0023	泉大津市豊中町2-6-5	0725-21-6222	0725-21-0387	46
医療法人利田会 久米田病院	596-0816	岸和田市尾生町6丁目12番31号	072-445-3545	072-445-5057	494
医療法人良秀会藤井病院	596-0044	岸和田市西之内町3-1	072-436-2201	072-436-5077	155

市立岸和田市民病院●	596-8501	岸和田市 額原町 1001 番地	072-445-1000	072-441-8812	400
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院★	596-0042	岸和田市加守町 4 丁目 27-1	072-445-9915	072-445-9791	341
医療法人大植会 葛城病院	596-0825	岸和田市土生町 2 丁目 33 番 1 号	072-422-9909	072-422-9919	243
社会福祉法人寺田萬寿会 寺田萬寿病院	596-0078	岸和田市南上町 1-48-5	072-422-4466	072-439-1031	250
医療法人河崎会水間病院	597-0104	貝塚市水間 51	072-446-1102	072-446-5451	541
医療法人田村会 貝塚中央病院	597-0043	貝塚市橋本 1000	072-422-4451	072-422-2955	403
医療法人桐葉会木島病院	597-0044	貝塚市森 892	072-446-2158	072-446-5111	492
市立貝塚病院●	597-0015	貝塚市堀 3-10-20	072-422-5865	072-439-6061	249
医療法人快生会 貝塚記念病院	597-0002	貝塚市新町 11-5	072-433-2526	072-432-5203	57
医療法人永和会 こころあ病院	597-0044	貝塚市森 497 番地	072-446-0166	072-447-1275	450
社会医療法人慈薫会 河崎病院	597-0104	貝塚市水間 244 番地	072-446-1105	072-446-3196	129
永山病院●	590-0406	泉南郡熊取町 大久保東 1 丁目 1 番 10 号	072-453-1122	072-453-2841	230
医療法人爽神堂七山病院	590-0421	泉南郡熊取町 七山 2 丁目 2-1	072-452-1231	072-453-5066	613
医療法人亀廣記念医学会関西 サナトリウム	598-0006	泉佐野市 市場西 3-9-28	072-462-8321	072-464-3551	192
社会医療法人栄公会 佐野記念病院	598-0013	泉佐野市 中町 2-4-28	072-464-2111	072-461-1874	95
りんくう 総合医療センター (大阪府泉州救命救急センタ ー) ★●	598-8577	泉佐野市 りんくう 往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
泉南大阪晴愛病院	590-0533	泉南市 中小路 2-1860-1	072-484-1199	072-483-4877	95
医療法人晴心会野上病院	590-0521	泉南市樽井 1 丁目 2 番 5 号	072-484-0007	072-484-1949	163
社会医療法人生長会 阪南市民病院●	599-0202	阪南市下出 17	072-471-3321	072-471-6543	185
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部大阪府済生会 中津病院	530-0012	大阪市北区 芝田 2-10-39	06-6372-0333	06-6372-0339	670
社会医療法人行岡医学研究会 行岡病院	530-0021	大阪市北区 浮田 2-2-3	06-6371-9921	06-6371-7891	647

医療法人渡辺医学会 桜橋渡辺病院	530-0001	大阪市北区 梅田 2-4-32	06-6341-8651	06-6341-0785	171
一般財団法人 住友病院	530-0005	大阪市北区 中之島 5-3-20	06-6443-1261	06-6444-3975	499
公益財団法人 田附興風会医学研究所 北野病院	530-8480	大阪市北区扇町 2 丁目 4 番 20 号	06-6312-1221	06-6361-0588	685
社会医療法人協和会 加納総合病院	531-0041	大阪市北区 天神橋 7-5-15	06-6351-5381	06-6351-2667	300
医療法人新明会神原病院	534-0011	大阪市都島区 高倉町 1-10-5	06-6923-3351	06-6925-4076	63
社会医療法人明生会 明生病院	534-0024	大阪市都島区 東野田町 2-4-8	06-6353-3121	06-6353-6854	195
医療法人正和会協和病院	534-0024	大阪市都島区 東野田町 5-2-25	06-6357-1131	06-6357-4967	178
医療法人尽生会聖和病院	534-0027	大阪市都島区 中野町 1-7-32	06-6352-2525	06-6352-2653	122
社会医療法人協和会 北大阪病院	532-0004	大阪市淀川区 西宮原 2-7-17	06-6395-1601	06-6396-1730	77
大阪市立十三市民病院●	532-0034	大阪市淀川区野 中北 2 丁目 12 番 27 号	06-6150-8000	06-6150-8680	263
大阪回生病院	532-0003	大阪市淀川区 宮原 1-6-10	06-6393-6234	06-6393-8592	300
貴生病院	532-0006	大阪市淀川区 西三国 1 丁目 18 番 4 号	06-6392-0007	06-6395-3186	115
医誠会病院	533-0022	大阪市東淀川区 菅原 6-2-25	06-6326-1121	06-6329-6111	327
宗教法人 日本南プレスビテ リアンミッション 淀川キリスト教病院	533-0024	大阪市東淀川区 柴島 1 丁目 7 番 50 号	0120-364-489	0120-846-489	581
医療法人永寿会福島病院	535-0012	大阪市旭区 千林 2-4-22	06-6953-2940	06-6953-2918	97
医療法人藤仁会藤立病院	535-0002	大阪市旭区 大宮 5-4-24	06-6955-1221	06-6955-0008	97
社会医療法人真美会 大阪旭こども病院	535-0022	大阪市旭区 新森 4-13-17	06-6952-4771	06-6954-8621	79
医療法人清翠会 牧病院	535-0022	大阪市旭区新森 七丁目 10 番 28 号	06-6953-0120	06-6953-7006	75
独立行政法人地域医療機能 推進機構大阪病院	553-0003	大阪市福島区 福島 4-2-78	06-6441-5451	06-6445-8900	565
えびえ記念病院	553-0001	大阪市福島区 海老江 2-1-36	06-6458-7171	06-6458-1074	199

医療法人藤田会フジタ病院	553-0006	大阪市福島区 吉野 2-10-11	06-6441-1181	06-6441-1076	65
大阪整形外科病院	553-0007	大阪市福島区 大開 4 丁目 3-61	06-6463-1111	06-6463-1112	98
関西電力株式会社 関西電力病院	553-0003	大阪市福島区 福島 2-1-7	06-6458-5821	06-6458-6994	400
社会福祉法人大阪暁明館 大阪暁明館病院	554-0012	大阪市此花区 西九条 5-4-8	06-6462-0261	06-6462-0362	462
公益社団法人日本海員掖済会 大阪掖済会病院	550-0022	大阪市西区 本田 2-1-10	06-6581-2881	06-6584-1807	135
吉川病院	550-0025	大阪市西区 九条南 3-29-14	06-6583-4114	06-6583-4126	72
日本生命病院	550-0006	大阪市西区 江之子島 二丁目 1 番 54 号	06-6443-3446	06-6443-3557	350
社会医療法人寿楽会 大野記念病院	550-0015	大阪市西区 南堀江 1-26-10	06-6531-1815	06-6536-6390	250
多根総合病院★	550-0025	大阪市西区 九条南 1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
独立行政法人地域医療機能推 進機構 大阪みなと中央病院	552-0003	大阪市港区 磯路 1-7-1	06-6572-5721	06-6573-2531	275
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部 大阪府済生会泉尾病院	551-0032	大阪市大正区 北村 3-4-5	06-6553-8512	06-6553-8512	440
ほくとクリニック病院	551-0001	大阪市大正区三 軒家西 1 丁目 18 番 7 号	06-6554-1399	06-6554-3199	50
公益財団法人淀川勤労者厚生 協会附属西淀病院	555-0024	大阪市西淀川区 野里 3-5-22	06-6472-1141	06-6475-1672	218
社会医療法人愛仁会千船病院	555-0034	大阪市西淀川区 福町 3 丁目 2 番 39 号	06-6471-9541	06-6474-0069	292
独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター★	540-0006	大阪市中央区 法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
国家公務員共済組合連合会 大手前病院	540-0008	大阪市中央区 大手前 1 丁目 5 番 34 号	06-6941-0484	06-6942-2848	401
医療法人財団厚生会高津病院	542-0066	大阪市中央区瓦 屋町 3-2-7	06-6761-1421	06-6761-8236	53
原田病院	542-0082	大阪市中央区 島之内 2-17-15	06-6211-1006	06-6211-7721	37
医療法人脳神経外科 日本橋病院	542-0072	大阪市中央区 高津 3-2-22	06-6643-2022	06-6644-6185	75
第二大阪警察病院	543-8922	大阪市天王寺区 烏ヶ辻 2-6-40	06-6773-7111	06-6772-2302	341

医療法人警和会 大阪警察病院★	543-0035	大阪市天王寺区 北山町 10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
社会医療法人寿会富永病院	556-0017	大阪市浪速区 湊町 1-4-48	06-6568-1601	06-6568-1608	306
社会福祉法人石井記念愛染園 附属愛染橋病院	556-0005	大阪市浪速区 日本橋 5 丁目 16 番 15 号	06-6633-2801	06-6634-3180	252
社会医療法人弘道会 なにわ生野病院	556-0014	大阪市浪速区大 国 1-10-3	06-6632-9915	06-6632-9919	173
医療法人風早会外科野崎病院	537-0002	大阪市東成区深 江南 2-20-15	06-6971-3506	06-6971-3754	47
医療法人中本会中本病院	537-0025	大阪市東成区 中道 4-13-12	06-6972-2121	06-6972-2111	115
医療法人野中会東成病院	537-0014	大阪市東成区大 今里西 2-7-17	06-6981-2508	06-6971-9348	55
医療法人朋愛会朋愛病院	537-0012	大阪市東成区 大今里 1-25-11	06-6973-1122	06-6973-1129	199
医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院	537-0011	大阪市東成区 東今里 2-12-13	06-6978-2307	06-6978-2308	92
医療法人貴和会生野中央病院	544-0005	大阪市生野区 中川 5-4-2	06-6751-3731	06-6754-0052	148
医療法人アエバ会 アエバ外科病院	544-0021	大阪市生野区 勝山南 4-6-5	06-6715-0771	06-6717-4017	67
医療法人同仁会松崎病院	544-0001	大阪市生野区 新今里 7-4-8	06-6753-0255	06-6752-1000	113
医療法人同友会共和病院	544-0021	大阪市生野区 勝山南 4-16-10	06-6718-2221	06-6718-2229	199
医療法人育和会 育和会記念病院	544-0004	大阪市生野区巽 北 3-20-29	06-6758-8000	06-6758-5690	265
医療法人穂翔会村田病院	544-0011	大阪市生野区 田島 4-2-1	06-6757-0011	06-6757-8499	70
社会医療法人有隣会 東大阪病院	536-0005	大阪市城東区 中央 1-7-22	06-6939-1121	06-6939-1191	265
医療法人医誠会城東中央病院	536-0014	大阪市城東区 嶋野西 5-13-47	06-6962-0015	06-6962-5309	233
社会医療法人大道会 森之宮病院	536-0025	大阪市城東区 森之宮 2-1-88	06-6969-0111	06-6969-8001	355
社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会野江病院	536-0001	大阪市城東区古 市 1-3-25	06-6932-0401	06-6932-7977	400
医療法人有光会サトウ病院	536-0023	大阪市城東区 東中浜 1-2-23	06-6961-3191	06-6961-0183	70
社会医療法人盛和会本田病院	538-0053	大阪市鶴見区 鶴見 4-1-30	06-6939-6251	06-6939-8830	100

医療法人仁和会和田病院	538-0052	大阪市鶴見区 横堤 3-10-18	06-6911-0003	06-6912-3921	66
医療法人正和会新協和病院	538-0043	大阪市鶴見区 今津南 1-5-8	06-6969-3500	06-6969-0780	148
生活協同組合ヘルスコープ おおさか コープおおさか病院	538-0053	大阪市鶴見区 鶴見 3-6-22	0570-06-1100	06-6914-1101	166
社会医療法人ささき会 藍の都脳神経外科病院	538-0044	大阪市鶴見区 放出東 2 丁目 21 番 16 号	06-6965-1800	06-6965-1600	80
医療法人相愛会相原第二病院	545-0052	大阪市阿倍野区 阿倍野筋 3-12-10	06-6633-3661	06-6641-9854	198
西日本旅客鉄道株式会社 大阪鉄道病院	545-0053	大阪市阿倍野区 松崎町 1-2-22	06-6628-2221	06-6628-4707	303
大阪市立大学医学部附属病院 ★	545-8586	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	965
医療法人慈心会あびこ病院	558-0014	大阪市住吉区 我孫子 3-3-20	06-6691-1155	06-6696-2221	135
医療法人錦秀会阪和記念病院	558-0011	大阪市住吉区 苅田 7-11-11	06-6696-5591	06-6607-1993	135
越宗整形外科病院	558-0051	大阪市住吉区 東粉浜 三丁目 26 番 6 号	06-6672-2251	06-6671-2233	30
地方独立行政法人大阪府立病 院機構 大阪急性期・総合医療 センター★	558-8558	大阪市住吉区 万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865
社会医療法人景岳会 南大阪病院	559-0012	大阪市住之江区 東加賀屋 1-18-18	06-6685-0221	06-6685-0008	400
社会医療法人三宝会南港病院	559-0011	大阪市住之江区 北加賀屋 2-11-15	06-6685-8801	06-6685-8684	109
医療法人讃和会友愛会病院	559-0006	大阪市住之江区 浜口西 3 丁目 5 番 10 号	06-6672-3121	06-6675-8903	170
おおさかグローバル整形外科 病院	536-0008	大阪市城東区 関目 6-15-30	06-6786-6200	06-6786-6201	80
東和病院	546-0031	大阪市東住吉区 田辺 4-13-15	06-6621-2211	06-6621-0890	155
医療法人橘会東住吉森本病院	546-0014	大阪市東住吉区 鷹合 3 丁目 2 番 66 号	06-6606-0010	06-6606-0055	329
医療法人正和病院	547-0022	大阪市平野区 瓜破東 1-5-5	06-6709-8886	06-6708-7671	165
長吉総合病院	547-0016	大阪市平野区 長吉長原 1-2-34	06-6709-0301	06-6709-5920	325

社会医療法人緑風会 緑風会病院	547-0034	大阪市平野区 背戸口 1-18-13	06-6705-1021	06-6797-7229	142
医療法人五月会 平野若葉会病院	547-0024	大阪市平野区 瓜破 2-1-19	06-6799-1010	06-6799-1253	174
医療法人植田産婦人科	547-0046	大阪市平野区 平野宮町 2-8-8	06-6791-1726	06-6791-1727	17
医療法人嘉健会思温病院	557-0034	大阪市西成区 松 1-1-31	06-6657-3711	06-6652-2322	180
医療法人山紀会山本第三病院	557-0063	大阪市西成区 南津守 4-5-20	06-6658-6611	06-6652-9553	347
医療法人杏樹会杏林記念病院	557-0014	大阪市西成区 天下茶屋 1-18-24	06-6652-5111	06-6652-4496	120
特定医療法人ダイワ会 大和中央病院	557-0025	大阪市西成区長 橋 1 丁目 2 番 7 号	06-6632-6181	06-6632-6133	190
医療法人愛壽会愛壽記念病院	557-0025	大阪市西成区 長橋 3-6-45	06-6567-0881	06-6567-0963	199
医療法人弘仁会 まちだ胃腸病院	557-0001	大阪市西成区 山王 1-1-15	06-6649-1251	06-6646-0408	61

● 岬町災害医療センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
医療法人誠人会 与田病院	599-0311	泉南郡岬町 多奈川谷川 1849-11	072-495-0801	072-495-0805	301

町 内 医 療 機 関

【令和 6 年 1 月 31 日現在 50 音順】

医 療 機 関 名		所 在 地	電話番号	FAX 番号	診 療 科 目
①	あい整形外科リハビリクリニック	淡輪 3717	491-3536	491-3633	内・外・整・リハビリ・リウマチ
②	市川クリニック	淡輪 3764-250	492-1470	491-2131	内・外
③	江川クリニック 胃腸・肛門科	深日 1828-1 ホーク岬店 2 階	492-1500	492-5525	内・外・胃・肛・放・リハビリ
④	澤田医院	深日 1428-1	492-1455	492-4048	内・外
⑤	田中医院	淡輪 1266-1	494-3109	494-2004	内・循
⑥	津山医院	多奈川谷川 2599-1	495-5067	495-5067	内・胃・放・リハビリ
⑦	なぎさクリニック	淡輪 1469-1	488-2888	488-2887	内・整・小・脳神経 皮膚・リハビリ
⑧	みさきクリニック	淡輪 1155-1	494-2711	494-2712	内・外・胃・肛・放・リハビリ
⑨	もちづき耳鼻咽喉科医院	深日 1828-1 ホーク岬店 2 階	492-1700	492-1702	耳喉・アレルギー・小 気管
⑩	与田病院	多奈川谷川 1849-11	495-0801	495-0805	内・放・リハビリ・精・整
I	しが歯科医院	深日 1828-1 ホーク岬店 2 階	492-6480	492-6480	歯
II	戸口歯科医院	深日 1523-2	492-4182	492-3489	歯
IV	西岡デンタルクリニック	淡輪 3782-8	491-3333	—	歯
V	廣田歯科医院	淡輪 1144-2	488-2118	488-2119	歯

町 内 薬 局 店

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

薬 局 名		所 在 地	電 話 番 号
A	ツバキ薬局岬公園店	淡輪 3 7 6 4 - 2 5 1	4 9 2 - 6 9 3 0
B	上野薬局	淡輪 1 2 4 6 - 5	4 9 4 - 3 1 2 7
C	さくら薬局	淡輪 4 6 5 8 - 2	4 9 3 - 7 8 3 1
D	コーナン薬局	深日 1 8 2 8 - 5 ホーク岬店 2 階	4 9 2 - 5 1 1 1
E	ツバキ薬局多奈川店	多奈川谷川 2 2 2 5 - 1	4 9 5 - 0 3 9 8

第7 交通規制・緊急輸送

(表)

			() 第 号		
緊急通行車両事前届出書					
大阪府公安委員会 殿			年 月 日		
			申請者住所 (電話番号) 氏 名 印		
行政機関等の名称等		1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関			
		名称 ()			
業務の内容		1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域		有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県		無
			その他の都道府県 ()		
車両の使用者	住所	電話番号 ()			
	氏名				
番号標に表示されている番号					
出 発 地					

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前手続を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両確認申請書

年 月 日

大 阪 府 知 事

殿

大 阪 公 安 委 員 会

申請者住所

(電話番号)

氏名

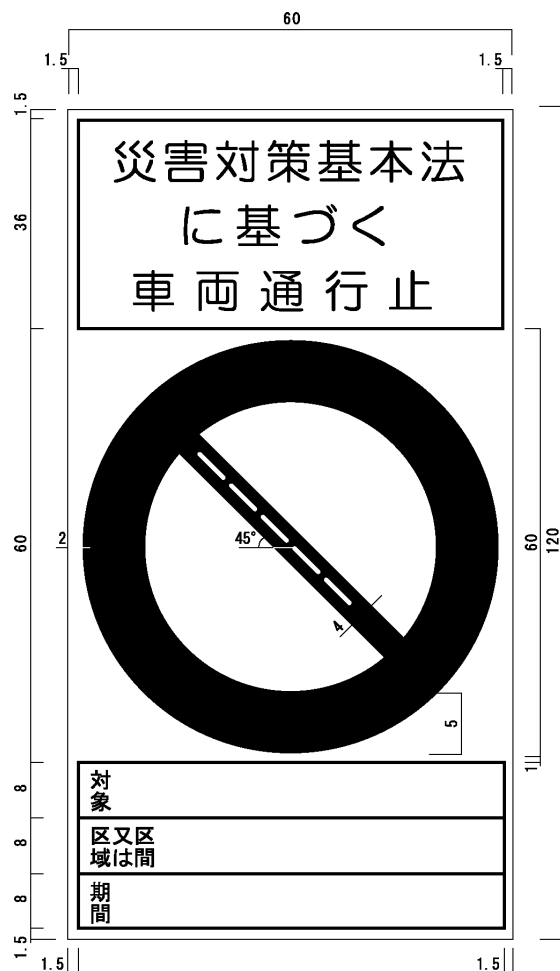
印

行政機関等の名称等	1 指定行政機関		2 指定地方行政機関	
	3 地方公共団体（執行機関を含む。）		4 指定公共機関	
	5 指定地方公共機関		6 その他（ ）	
	名称（ ）			
業 務 の 内 容	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	
	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等	
	10 その他（ ）			
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）				
車 両 の 使 用 者	住 所	電話番号（ ）		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		大 阪 府 知 事 印	
		大 阪 府 公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



備考

1. 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は通行の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第8 避難所等 指定避難所・避難地等

●指定一般避難所

【令和6年1月31日現在】

地区	施設名称	所在地	面積	収容人員	構造	階層	竣工年度	耐震
淡輪	淡輪小学校	淡輪 862	810 m ²	342	RC	2	S. 51	○
	町民体育館	淡輪 4546	1,243 m ²	497	RC	1	S. 45	○
	16区集会所（別所）	淡輪 1694-71	154 m ²	38	S	1	H. 26	○
	望海坂第1集会所	望海坂 1丁目 3-25	186 m ²	46	S	1	H. 14	○
	17区集会所	淡輪 3026-205	140 m ²	35	S	1	H. 5	○
	青葉台みさき台自治会館	淡輪 3805-28	215 m ²	53	S	2	H. 17	○
	さくら会館	淡輪 722-2	298 m ²	74	S	2	H. 15	○
	14区集会所	淡輪 5790-65	277 m ²	69	S	2	H. 15	○
	淡輪幼稚園	淡輪 4656-1	144 m ²	72	RC	1	S. 49	○
	淡輪保育所	淡輪 4535-1	103 m ²	51	RC	1	S. 55	×
深日	深日小学校	深日 899	625 m ²	263	RC	1	S. 45	○
	岬中学校	深日 545	2,236 m ²	939	RC	2	H. 2	○
	深日会館	深日 856-1	673 m ²	168	RC	2	H. 2	○
	緑会館	深日 2000-1	288 m ²	72	RC	2	S. 53	×
多奈川	多奈川小学校	多奈川谷川 1624	550 m ²	220	RC	1	S. 55	○
	朝日会館	多奈川谷川 3400-120	201 m ²	50	S	2	H. 4	○
	平野北集会所	多奈川谷川 1634-25	99 m ²	24	RC	1	S. 61	○
	小田平集会所	多奈川谷川 2352-1	99 m ²	24	RC	1	H. 1	○
	小島集会所	多奈川小島 700	638 m ²	159	RC	3	S. 53	×
孝子	孝子小学校	孝子 495	126 m ²	50	W	1	S. 29	×

※原則として上記の施設のうち各小学校を最初に開設し、被災状況等に応じて順次避難所を開設。

※収容人員(人)＝(面積×C)÷2m²で算出（C；体育館等は0.8、その他建物は0.5とする）。

●指定福祉避難所（二次的な避難施設）

【令和6年1月31日現在】

地区	施設名称	所在地	延床面積	構造	階層	竣工年度	耐震
淡輪	淡輪老人福祉センター	淡輪 4518-1	381 m ²	RC	1	S. 57	×
深日	子育て支援センター	深日 2026	117 m ²	RC	2	S. 47	×
	こぐま園	深日 2026	120 m ²	RC	1	S. 48	×
多奈川	健康ふれあいセンター	多奈川谷川 495-1	1,121 m ²	RC	3	H. 8	○

●一時避難場所

【令和6年1月31日現在】

地区	施設名称	所在地	面積	収容人員
淡輪	淡輪小学校グラウンド	淡輪 862	7,500 m ²	7,500
深日	岬中学校グラウンド	深日 545	13,600 m ²	13,600
	深日小学校グラウンド	深日 899	5,414 m ²	5,414
多奈川	多奈川小学校グラウンド	多奈川谷川 1624	11,911 m ²	11,911
	関電緑と憩いのエリア	多奈川谷川 2149-1	3,626 m ²	3,626
	小島古墳広場（五山）	多奈川小島 904	904 m ²	904

避難者カード(世帯単位)

※欄は、避難所派遣職員が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

避難者カード番号 ※

避難所名

派遣職員名 ※

自宅住所

電話

避難日時

年 月 日 時 分ごろ

退所日

年 月 日

退所後住所

退所後連絡先

氏 名 (年齢)	続柄	性別	避難の状況等	健康状態	備 考
(ふりがな) (才)		男・女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか) ☐ 連絡が取れない	☐ 良 好 ☐ け が ☐ 病 気 ☐ ※要支援 ☐ 死 亡	【家屋の被害状況】 ☐ 全壊 ☐ 半壊等 ☐ その他 【ライフラインの状況】 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止 ☐ 電話不通
(ふりがな) (才)		男・女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか) ☐ 連絡が取れない	☐ 良 好 ☐ け が ☐ 病 気 ☐ ※要支援 ☐ 死 亡	
(ふりがな) (才)		男・女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか) ☐ 連絡が取れない	☐ 良 好 ☐ け が ☐ 病 気 ☐ ※要支援 ☐ 死 亡	
(ふりがな) (才)		男・女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか) ☐ 連絡が取れない	☐ 良 好 ☐ け が ☐ 病 気 ☐ ※要支援 ☐ 死 亡	
(ふりがな) (才)		男・女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか) ☐ 連絡が取れない	☐ 良 好 ☐ け が ☐ 病 気 ☐ ※要支援 ☐ 死 亡	
(ふりがな) (才)		男・女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか) ☐ 連絡が取れない	☐ 良 好 ☐ け が ☐ 病 気 ☐ ※要支援 ☐ 死 亡	

※要支援 : 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦その他の特に支援を要する者

記入時の注意

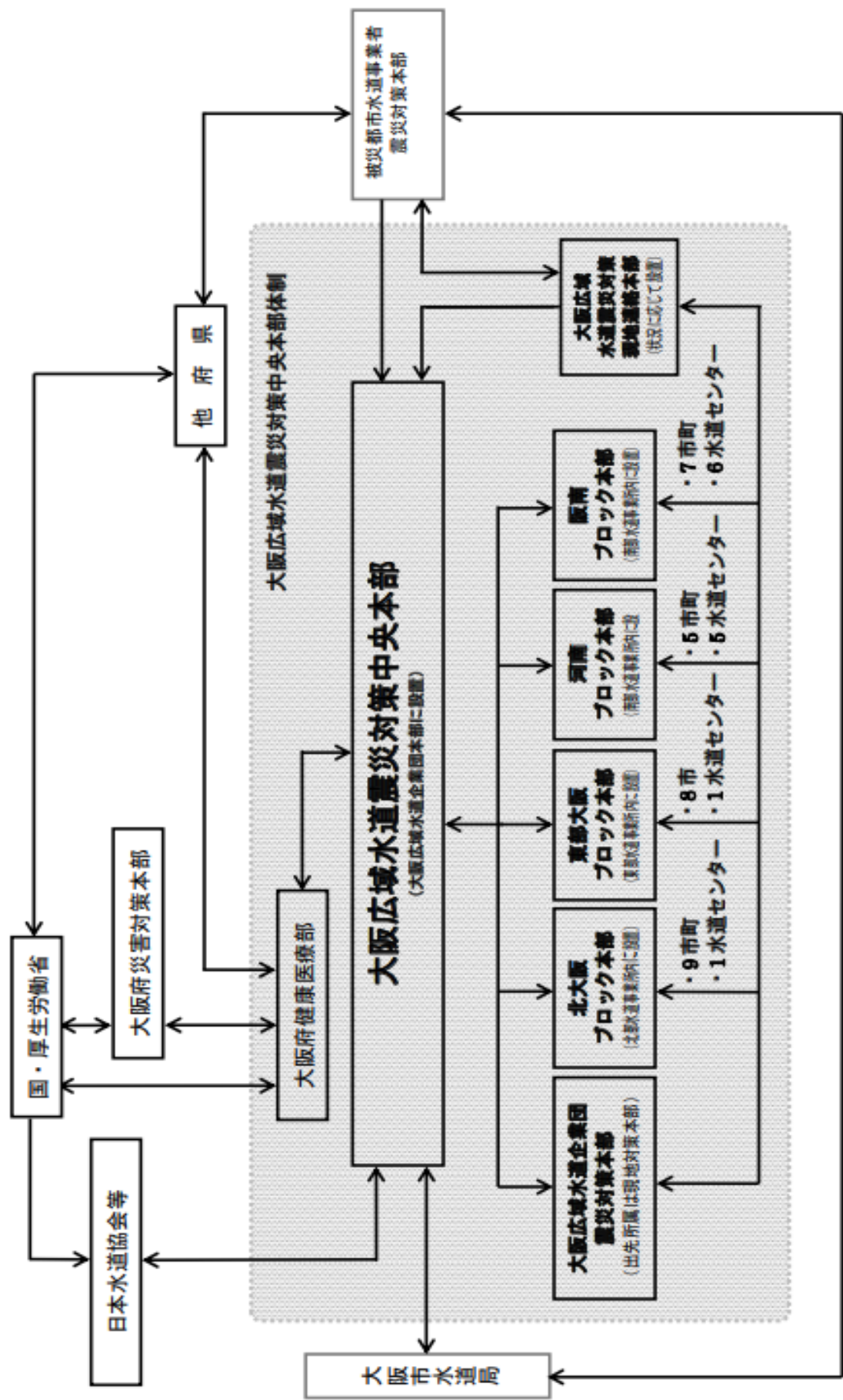
- ①このカードは、親族、知人、友人などからの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用します。
- ②運営本部員や町職員が問い合わせのあった人のカードを検索し、相手に回答します。
- ③ただし、プライバシー保護の観点から、本人が閲覧を認めているカードに限りますので、このカードの閲覧を希望するか否かを下に記入してください。(どちらかに○を付けてください)

閲覧しても良い ・ 閲覧してほしくない

(注) 1家族ごとに1枚の避難所カードを配布し、記入を求めること。

(注) ※欄は、避難所派遣職員が記入すること。

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



大阪府広域水道給水拠点

【令和6年1月31日現在】

場 所	所 在 地	電話番号	全体容量 (m ³)
泉佐野ポンプ場	泉佐野市日根野2413	0724-67-2334	4,000
泉南浄水池	阪南市桑野551-12	—	7,400
7 拡南部幹線 (φ700)	泉南市新家地内	—	—
5 拡南部幹線 (φ700)	泉佐野市長滝232	—	—
5 拡南部幹線 (φ500)	阪南市箱作地内	—	—

応急給水・応急復旧資機材

[令和5年度]

● 応急給水資機材

給 水 車			給 水 タ ン ク			そ の 他			
種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類 (容量)	台 数	容量計 (t)	種 類	容 量 (l)	個 数	合計 容量
2	1	2.0		0		ポリ容器	20.0	60	1,200
									0

● 水道応急復旧資機材

資 機 材 名	数 量	資 機 材 名	数 量
制水弁開栓器	3	残塩測定器	2
漏水発見器	1		
埋設管探知機	1		
音聴体	2		
携帯電話	2		

第 10 廃棄物処理及び遺体の処理等

ごみ・し尿処理施設

●ごみ処理施設

【令和 5 年 4 月 1 日現在】

収集運搬車						人員		処理施設能力（t／日）	処理施設所在地
特殊運搬		運搬トラック		その他		ごみ専従職員	ごみ・し尿共通職員		
町所有	委託業者所有	町所有	委託業者所有	町所有	委託業者所有				
0	6	2	7	0	0	8		50	多奈川谷川 1 0 0 4

●し尿処理施設

【令和 5 年 4 月 1 日現在】

収集車				運搬車・ 運搬船等の船 舶		し尿従事職員		処理施設能力 (kL/日)	処理施設所在地
バキューム		その他							
町所有	業者所有	町所有	業者所有	町所有	業者所有	一般職	技能職		
1	23	0	0	0	0	0	3	50	多奈川谷川 1 0 0 4

火 葬 場

【令和 5 年 4 月 1 日現在】

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
淡輪火葬場	岬町淡輪 5 6 5 3	4 9 4 - 0 0 4 2	

第 11 自発的支援の受入れ

ボランティア活動推進機関

●広域ボランティア活動推進機関

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大阪府ボランティア・市民活動センター (大阪府社会福祉協議会内)	大阪市中央区中寺 1 - 1 - 54 (大阪社会福祉指導センター内)	06-6762-9631
大阪ボランティア協会	大阪市中央区谷町二丁目 2-20	06-6809-4901
大阪市ボランティア情報センター (大阪市社会福祉協議会内)	大阪市天王寺区東高津町 12-10 (大阪市立社会福祉センター内)	06-6765-4041
日本赤十字社大阪府支部	大阪市中央区大手前 2 - 1 - 7 (大阪赤十字会館内)	06-6943-0705

●災害ボランティアセンター

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
※常設 大阪府災害ボランティアセンター (大阪府社会福祉協議会内)	大阪市中央区中寺 1 - 1 - 54 (大阪社会福祉指導センター内)	06-6762-9631
※災害発生時 岬町災害ボランティアセンター	岬町深日 3238-24	(代)072-492-0633 (直)072-492-5700

第12 食 料

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

品目 区 分	米 穀	漬 物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災 害 救 助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 農産局長は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、農産局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

エ 農産局長は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀

ア 市町村長は、当該地区を管轄する食糧事務所支所長〔支所長に連絡のとれないときは、当該食糧庁指定倉庫等の保管指導担当者である食糧事務所職員（以下「支所長等」という。）〕災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換えに食糧庁 指定倉庫等において米穀を受領する。

ただし、支所長等に対して連絡の取れないときは、食糧庁指定倉庫の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。

イ 市町村長は、食糧庁指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第 11 号）を提出する。

（２）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第 1 号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第 8 号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第 9 号）を 1 部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第 10 号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第 9 号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に 1 部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

２．交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

（１）米穀（玄米）

ア 市町村長は、農産局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、１の（１）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

（２）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、１の（２）のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

（買受手続等）

第 6 知事は、市町村長が第 5 の 1 の（１）の③及び 2 の（１）により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第 8 条第 1 項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

（代金納付）

第 7 知事は、第 5 の 1 の（１）の③及び 2 の（１）による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第 8 条に基づく請求があった日から起算して 30 日以内に供給業者に、第 5 の 1 の（１）の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式 4-24 第 3 条の規定に基づき農産局長に、第 5 の 1 の

(2) 及び 2 の (2) による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第 3 条第 2 項に基づく請求のあった日から起算して 30 日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和 59 年 9 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成 6 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 18 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 22 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 10 月 27 日から施行する。

大阪府災害用備蓄物資一覧

令和 5 年 3 月 31 日現在

品 名		備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合 計	分散場所				備 考
				北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
重 要 物 資	煮炊不要食等食糧	1,100,000 食	1,112,200 食	110,760 食	775,170 食	219,770 食	6,500 食	
	毛布	880,942 枚	880,868 枚	111,130 枚	628,218 枚	132,540 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	1,050 本	1,740 本	1,110 本	0 本	
	紙おむつ	317,140 枚	322,014 枚	31,734 枚	234,344 枚	32,888 枚	23,048 枚	
	トイレトペーパー	9,910,598 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m	
	生理用品	257,676 枚	309,840 枚	2,580 枚	277,260 枚	5,160 枚	24,840 枚	
	マスク	1,321,413 枚	1,752,000 枚	0 枚	1,750,000 枚	0 枚	2,000 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	1,550 基	444 基	706 基	400 基	0 基	※不足分は 協定先から調達
	粉ミルク	1,923,978 g	1,925,280 g	メーカー側ランニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品)				
ペットボトル水		本	196,656 本	4,992 本	181,656 本	7,560 本	2,448 本	
移動式仮設風呂		基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
パーティション		2,557 張	2,957 張	2,197 張	580 張	180 張	0 張	
簡易ベッド		2,557 台	2,857 台	2,347 台	410 台	100 台	0 台	
ブルーシート		9,400 枚	9,400 枚	6,200 枚	1,700 枚	1,500 枚	0 枚	
かにパン		袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物		トン	18トン	〃 大阪府漬物事業協同組合				

○ 調達対応

精 米 (6 社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確 保・供 給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の 3 日分
災害用医薬品等 備 蓄・供 給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の 7 日分(上記推定入 院患者の 3 日分を除く)

第13 災害救助法

災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市又は大阪市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000 人 未 満	30 世 帯
5,000 人 以 上	15,000 人 未 満	40 世 帯
15,000 人 以 上	30,000 人 未 満	50 世 帯
30,000 人 以 上	50,000 人 未 満	60 世 帯
50,000 人 以 上	100,000 人 未 満	80 世 帯
100,000 人 以 上	300,000 人 未 満	100 世 帯
300,000 人 以 上		150 世 帯

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2, 500世帯数以上であつて、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000 人 未 満	15 世 帯
5,000 人 以 上	15,000 人 未 満	20 世 帯
15,000 人 以 上	30,000 人 未 満	25 世 帯
30,000 人 以 上	50,000 人 未 満	30 世 帯
50,000 人 以 上	100,000 人 未 満	40 世 帯
100,000 人 以 上	300,000 人 未 満	50 世 帯
300,000 人 以 上		75 世 帯

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12, 000世帯以上であつて、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

（注）住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別表第 1（大阪府災害救助法施行細則）

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、一人一日につき三百三十円以内とする。 四 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	法第四条第一項第一号の避難所については災害発生の日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに次の掲げる住宅を供与する。 一 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。） イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和三十八年法律百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置す	完成の日から二年以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間																																												
		ることができる。 ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 二 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。																																													
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	一 避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下この項において「被災者」という。))に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百八十円以内とする。	災害発生の日から七日以内																																												
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から七日以内																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。))又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等を行うことをいう。))により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">季別</th><th colspan="6">世帯区分</th></tr><tr><th>一人世帯</th><th>二人世帯</th><th>三人世帯</th><th>四人世帯</th><th>五人世帯</th><th>六人以上一人増すごとに加算する額</th></tr><tr><td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td><td>夏季</td><td>円 一八、七〇〇</td><td>円 二四、〇〇〇</td><td>円 三五、六〇〇</td><td>円 四二、五〇〇</td><td>円 五三、九〇〇</td><td>円 七、八〇〇</td></tr><tr><td>冬季</td><td>円 三一、〇〇〇</td><td>円 四〇、一〇〇</td><td>円 五五、八〇〇</td><td>円 六五、三〇〇</td><td>円 八二、二〇〇</td><td>円 一一、三〇〇</td></tr><tr><td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td><td>夏季</td><td>円 六、一〇〇</td><td>円 八、二〇〇</td><td>円 一二、三〇〇</td><td>円 一五、〇〇〇</td><td>円 一八、九〇〇</td><td>円 二、六〇〇</td></tr><tr><td>冬季</td><td>円 九、九〇〇</td><td>円 一二、九〇〇</td><td>円 一八、三〇〇</td><td>円 二一、八〇〇</td><td>円 二七、四〇〇</td><td>円 三、六〇〇</td></tr></table>	区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一八、七〇〇	円 二四、〇〇〇	円 三五、六〇〇	円 四二、五〇〇	円 五三、九〇〇	円 七、八〇〇	冬季	円 三一、〇〇〇	円 四〇、一〇〇	円 五五、八〇〇	円 六五、三〇〇	円 八二、二〇〇	円 一一、三〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 六、一〇〇	円 八、二〇〇	円 一二、三〇〇	円 一五、〇〇〇	円 一八、九〇〇	円 二、六〇〇	冬季	円 九、九〇〇	円 一二、九〇〇	円 一八、三〇〇	円 二一、八〇〇	円 二七、四〇〇	円 三、六〇〇	災害発生の日から十日以内
区分	季別	世帯区分																																													
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																																								
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一八、七〇〇	円 二四、〇〇〇	円 三五、六〇〇	円 四二、五〇〇	円 五三、九〇〇	円 七、八〇〇																																								
	冬季	円 三一、〇〇〇	円 四〇、一〇〇	円 五五、八〇〇	円 六五、三〇〇	円 八二、二〇〇	円 一一、三〇〇																																								
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 六、一〇〇	円 八、二〇〇	円 一二、三〇〇	円 一五、〇〇〇	円 一八、九〇〇	円 二、六〇〇																																								
	冬季	円 九、九〇〇	円 一二、九〇〇	円 一八、三〇〇	円 二一、八〇〇	円 二七、四〇〇	円 三、六〇〇																																								

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
		備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。	
医療及び助産	医療	一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。 三 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内	災害発生の日から十四日以内
	助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額	分べんした日から七日以内
被災者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を探索し、救出する。 二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 六十五万五千元 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十一万八千元	災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
		二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)
生業に必要な資金の貸与	一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 三 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。 イ 生業費 一件につき三万円 ロ 就職支度費 一件につき一万五千元 四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から一月以内
学用品の給与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。))に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校の児童 一人につき 四千七百元 (2) 中学校の生徒 一人につき 五千元 (3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千五百円	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九千円以内とする。	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	実費とする。	
死体の処理	一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 三 検案は、原則として救護班によって行う。 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万八千三百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第三条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・平二〇規則六九・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令二規則八九・令三規則九三・令四規則五五・一部改正)

別表第 2 (大阪府災害救助法施行細則)

救助業務従事者の区分		実 費 弁 償 の 範 囲		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政令第四 条第一号 から第四 号までに 掲げる者	医師及び歯科医師	22,300 円	日当の額を七・七五で除 して得た額を勤務時間 一時間当たりの給与額 として職員の給与に関 する条例(昭和四十年大 阪府条例第三十五号)第 二十一条第二項の規定 により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭 和四十年大阪府条例第三十七 号)による指定職等の職務に ある者以外の者の額相当額以 内
	薬 剤 師	16,900 円		
	保健師、助産師、看護師及 び准看護師	17,900 円		
	診療放射線技師、臨床検査 技師、臨床工学技士及び歯 科衛生士	16,900 円		
	救急救命士	14,200 円		
	土木技術者及び建築技術者	15,100 円		
	大工	22,800 円		
	左官	23,700 円		
	とび職	24,900 円		
政令第四条第五号から第十号までに掲げ る者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百 分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・平二六規則一・平二九規則八六・令三規則九三・一部改正)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

災害に係る住家の被害認定基準運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準(令和3年3月)
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。
（令和2年3月末時点）

*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

医療救護班医療衛生材料使用簿

岬 町 No. / .

救 護 所 名	地 区	医 師	班 長	
		氏 名	班 員	
		担 当 職 員 名		

医薬品衛生器材料品名	単 位	単 価	摘 要	受	払	残	備 考
小 計 ・ 合 計							

- ※注 1. 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
2. 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
3. 備考欄は、払高数量（使用量）に対する金額を記入する。
4. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

医療品衛生材料受け払い簿

岬 町 No. / .

品 名			単位又は呼称			
年 月 日	摘 要 欄	受	払	残	扱 者	備 考
小 計 ・ 合 計						

- ※注 1. 品目ごとに作成する。
2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。
4. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

病院診療所医療実施状況

岬 町 No. / .

地 区	診 療 機 関 名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額
					入院	通院	入院	通 院	
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
計	機関	人					点	点	円

- ※注 1. 地区ごとに記入する。
 2. 診療所ごとに記入する。
 3. 診療区分欄は、該当欄に○印を記入する。

助産台帳

岬町 No. / .

地区名						
分 べ ん 者		分 べ ん の 日 時	助産機関 の 名 称	分べん期間	金 額	連 絡 先
氏 名	住 所					
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
		日 時		月 日 ～ 月 日		
小計・合計						
		人				

- ※注 1. 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 2. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

避難所収容記録簿(町民用)

No. / .

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

整理 番号	入所年月日	氏 名 生年月日	現 住 所	男 女 別	世帯主 との 続 柄	摘 要	退所年月 日

避難所収容記録簿（町民外用）

No. / .

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

整理 番号	入所年月日	氏 名 生年月日	現 住 所	男 女 別	世帯主 と の 続 柄	摘 要	退所年月日
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. そ の 他	

行方不明者等受付簿

年 月 日

種別	1. 行方不明 2. 身元不明 3. 遺体引受人 4. その他					受付番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本籍						届出人	
現住所						(氏名)	
遺体現場						(住所)	
(電話)							
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							

遺 體 調 書

										整理番号					
搜索收容者		搜索收容班 第 班 代表者 氏 名								所					
										属					
遺体種別		1 身元不明の遺体				2 遺体引受人のない遺体				3 その他					
遺体発見 日 時		年 月 日 時 分													
遺体発見 場 所															
遺 体 の 身 元	本 籍														
	現住所														
	氏 名					身元不明 者の符号				性 別	男 ・ 女 不明		年 齢	歳 位	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）														
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所		(電話)												
	氏 名		(死亡者との続柄)												
	遺体の 引受け		可 ・ 不可				(引渡し				年 月 日)				
	遺骨の 引取り		可 ・ 不可				(引渡し				年 月 日)				
見分日時 (検視)		月 日 時 分				見 分 者 (検視)									
検案日時		月 日 時 分				検案医師									
火葬許可 証交付日		年 月 日				遺体発見現場の概略図									
火 葬 日		年 月 日													
所持品の処理：															
備 考：															

※注 写真は裏面にはりつけて下さい。

氏 名 札

岬町災害遺体	
第	号
氏 名	

災害遺体送付票

(送付番号)		
災害遺体送付票		
岬町災害遺体	号	
(氏名) を送付する		
年	月	日
(町長)		
(火葬場) 宛		

遺 体 処 理 票

市町村名 岬町

災害遺体番号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死亡原因	
	死亡年月日	
	遺体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 との関係	
	引取年月日	
遺 留 品	処理番号	
	保管場所	
備 考 (身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する)		
遺 体 収 容 所		

※注 身元不明遺体の場合は備考欄にその旨記入し、遺体の特徴その他参考となる事項を詳しく記入のこと

遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号			
遺 留 品			
引 取 人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との 関 係		
	引取年月日		
死 亡 者	遺体番号		
	氏 名		
	住 所		
遺留品保管所			

第14 復旧・復興

岬町災害見舞金支給条例

昭和44年7月26日

条例第6号

改正 昭和48年9月27日条例第28号

昭和50年10月29日条例第18号

平成24年6月26日条例第14号

平成30年3月27日条例第7号

令和5年3月31日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、風水害等の災害を受けた者に対し、弔慰金又は見舞金を支給し、もって住民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する風水害、火災等により生ずる被害をいう。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合を除く。

(給付)

第3条 第1条の目的を達するため、次に掲げる給付を行う。

(1) 災害による死亡者に対しては、災害弔慰金を給付

(2) 災害により治療期間30日以上 の傷害を受けた者又は罹災した世帯に対しては、災害見舞金を給付

2 前項第1号に規定する死亡者とは、災害を受け、その直接の結果として災害を受けた日から180日以内に死亡した者をいう。

3 第1項第2号の規定による傷害を受けた者が、その傷害の程度に変更があったため、新たに別表中の他の基準に該当するに至った場合には、その基準に応ずる金額の給付を行う。ただし、既に給付した金額がある場合には、その額を控除した金額を給付するものとする。

4 第1項第1号の災害弔慰金は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に該当する自然災害により死亡した場合には、支給しない。

(受給要件)

第4条 前条に規定する給付を受けようとする者は、次の各号にそれぞれ該当しなければならない。ただし、町長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 前条第1項の該当者は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者とする。

(2) 前条第1項第2号の規定による罹災した世帯にあっては、前号の要件を有する者の現に居住している家屋が、災害により全、半焼、全、半壊又は床上浸水した場合とする。

(給付の額)

第5条 第3条第1項に規定する給付の額は、別表のとおりとする。

(給付の取消、返還)

第6条 虚偽その他不正の手段により給付を受けたことが判明したときは、町長は、それらの給付金の返還を命ずることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和44年7月26日から施行する。

附 則 (昭和48年9月27日条例第28号)

この条例は、昭和48年9月27日から施行する。

附 則 (昭和50年10月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第5条関係)

区分	基準	金額
災害弔慰金	死亡のとき	100,000円
災害見舞金	30日以上入院治療を要する傷害を受けたとき	100,000円
	家屋が全焼又は全壊のとき	100,000円
	家屋が半焼又は半壊のとき	50,000円
	家屋が床上浸水のとき	30,000円

岬町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年8月2日

条例第24号

改正 昭和60年3月14日条例第3号

平成3年12月17日条例第22号

平成4年12月22日条例第29号

平成23年9月28日条例第20号

令和元年6月27日条例第1号

令和2年3月26日条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害による精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（1）療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

（2）世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

（3）第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条第3項の違約金を包含するものとする。

（利率）

第15条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第16条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月17日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年12月22日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月27日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による、改正後の岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する

(表)

罹 災 台 帳

(整理番号)

(1)罹 災 年 月 日 年 月 日 () 時 分	(2)罹 災 場 所
(3)罹 災 者 現 住 所 電話	(4)避 難 施 設 等

○罹災年月日 年 月 日 () 時頃				○罹災の原因 年 月 日 () 時頃 発生による					
罹 災 者 氏 名	性別	続柄	生年月日	年 齢	罹災時の状況				その他
					健 在	軽 症	重 症	死 亡	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
罹 災 状 況	家屋等	☐ 自宅 ☐ 全壊 (焼) ☐ 流失 ☐ 借家 ☐ 半壊 (焼) ☐ 床上浸水 ☐ 間借 ☐ 一部損壊 ☐ 床下浸水			そ の 他 の 事 情				
	家 財	☐ 壊 ☐ き 損 ☐ 流失							
家屋所有者 住 所 氏 名					電 話				

調査年月日	平成 年 月 日	調査員氏名	
調査の結果	避難所収容 ☐ 要 ☐ 否	応急仮設住宅 ☐ 要 ☐ 否	炊 き 出 し ☐ 要 ☐ 否
その他			

(裏)

[illegible]

罹災証明申請書及び証明書

● 罹災証明申請書

大阪府泉南郡岬町長様

申 請 人 罹災者との関係 ()	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

年 月 日 () の による災害により、
下記のとおり被害が生じたことの旨の証明を申請します。

記

○罹災年月日 年 月 日 () 時頃					○罹災の原因 年 月 日 () 時頃 発生による				
罹 災 者 氏 名	性別	続柄	生年月日	年 齢	罹災時の状況				そ の 他
					健 在	軽 症	重 症	死 亡	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
り 災 状 況	家屋等	☐ 自宅 ☐ 全壊（焼） ☐ 流失 ☐ 借家 ☐ 半壊（焼） ☐ 床上浸水 ☐ 間借 ☐ 一部損壊 ☐ 床下浸水			そ の 他				
	家 財	☐ 壊 ☐ き損 ☐ 流失							

● 罹災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 岬税第 号

大阪府泉南郡岬町長

第 15 土砂災害

土 砂 災 害 用 語

1. 土石流危険渓流 等

「土石流危険渓流」とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸以下でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を生じる恐れがある渓流をいう。

また、土石流危険渓流以外であっても、土石流の発生する危険性の高い渓流、土砂流出の危険性の高い渓流及び対策を必要とする渓流を「土石流流出防止渓流」と定義する。

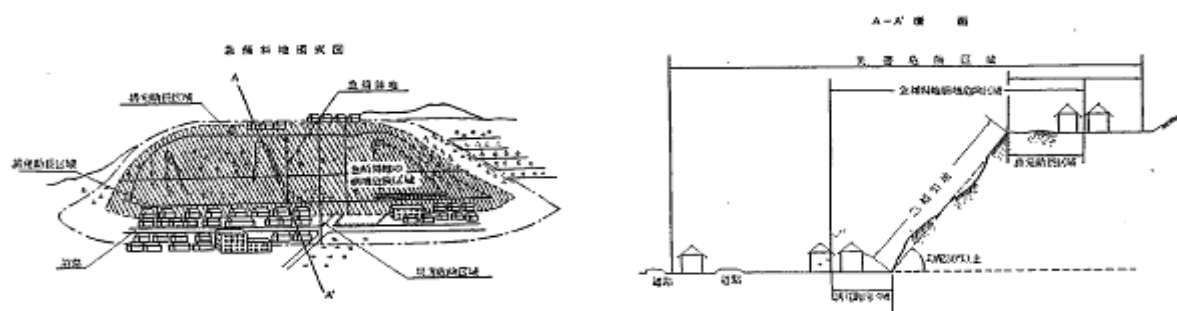
2. 地すべり危険箇所

「地すべり危険箇所」とは、地すべりの発生するおそれがあり、「地すべり等防止法」第 51 条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

3. 急傾斜地崩壊危険箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが 5 メートル以上、傾斜度が 30 度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれのある土地の区域をいい、そのうち知事の指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図



（注 1）急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

（注 2）災害危険区域

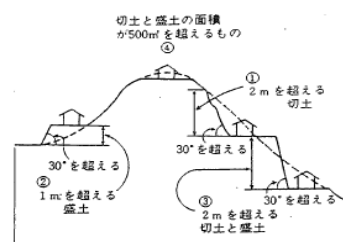
急傾斜地崩壊で危険の及ぶ区域で、建築基準法で定められている区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

- ①高さ 2 m を超えるがけ（地表面が水平面に対して 30 度を超える土地）を生じる切土
- ②高さ 1 m を超えるがけを生じる盛土
- ③切土と盛土によるがけが 2 m を超えるもの
- ④切土と盛土をする土地の面積が 500m² を超えるもの



山 地 災 害 用 語

1 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生または崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区。

2 地すべり危険地区

- (1) 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区
- (2) 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあつて、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法51条第1項第2号に係るもの。

※法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

3 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、被害を与える恐れのある地区であつて、直接保全対策施設がこれらの場所から2km以内にある地区

※押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）
の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

※崖錘 崩落土砂が山腹斜面または堆積した箇所

水 防 た め 池

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

名 称	所 在 地	管 理 者	堤高さ (m)	堤 長 さ (m)	貯 水 量 (m ³)	満水面積 (ha)	水 防 値
逢帰ダム	孝子 1018	岬町	33.2	93.0	1,024,000	8.3	A
蛸池	深日 3254-1	泉南郡岬町深日 南池土地改良区	15.0	51	126,000	2.62	A
西御陵池	淡輪 3188-1	淡輪西水利組合	4.2	270.0	31,000	1.16	C
大谷池	淡輪 5682-1	淡輪西水利組合	15.2	63.0	44,000	0.84	C
別所上池	淡輪 1689-1	淡輪東水利組合	5.0	250.0	18,000	0.92	C
別所下池	淡輪 1686-1	淡輪東水利組合	4.0	150	7,000	0.44	C
沢池	淡輪 5307-1	岬町	21.0	50	87,000	0.87	C
犬飼池	多奈川谷川 3104-1	岬町	11.7	65	60,000	1.00	C
口池	多奈川谷川 3214-1	西川水利組合	15.0	49	58,000	0.52	C
東御陵池	淡輪 1200	宮内庁	3.0	500	20,000	1.70	C
只山新池	淡輪 2454-1	淡輪西水利組合	6.0	140	67,000	0.70	C
竈池	淡輪 5681-1	淡輪西水利組合	5.5	110	11,000	0.51	C
古池	深日 1143-1	深日北池水利組 合	12.0	100	86,000	1.80	C
新池	深日 3091	深日北池水利組 合	17.0	50	96,000	1.41	C
馬口谷池	深日 1377-1	個人	5.0	20	2,000	0.11	C
流谷池	深日 1571-1	泉南郡岬町深日 南池土地改良区	5.0	30	2,000	0.12	C
みろく下 池	深日 2136-1	泉南郡岬町深日 南池土地改良区	6.0	40	3,000	0.12	C

名 称	所 在 地	管 理 者	堤高さ (m)	堤長さ (m)	貯 水 量 (m ³)	満水面積 (ha)	水 防 値
猪之谷池	多 奈 川 谷 川 2507-1	法人	4.5	30	1,000	0.06	C

※水防値の凡例

- A：決壊時の被害が特に甚大なため池
- B：決壊時の被害が甚大なため池
- C：決壊時の被害が大きいため池

土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覽表

平成 29 年 5 月 31 日現在

番号	所在地		区域名		土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	警戒区域		特別警戒区域		図面
						指定 年月日	告示番号	指定 年月日	告示番号	
153	岬町	深日	深日（18）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	153
154	岬町	深日	深日（19）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	154
155	岬町	深日	深日（20）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	155
156	岬町	深日	深日（21）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	156
157	岬町	深日	深日（22）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	157
158	岬町	深日	深日（23）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	158
159	岬町	深日	深日（32）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	159
160	岬町	深日	深日（33）		急傾斜	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号	160
392	岬町	淡輪	淡輪（17）		急傾斜	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号	392
393	岬町	淡輪	淡輪（18）		急傾斜	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号	393
394	岬町	淡輪	淡輪（19）		急傾斜	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示 第 1779 号	394

395	岬町	淡輪	淡輪（20）	K36600130	急傾斜		平成19年 10月31日	大阪府告示 第1778号	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1779号	395
396	岬町	淡輪	淡輪（21）	K36600140	急傾斜		平成19年 10月31日	大阪府告示 第1778号	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1779号	396
397	岬町	淡輪	淡輪（43）	K36600150	急傾斜		平成19年 10月31日	大阪府告示 第1778号	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1779号	397
620	岬町	多奈川西畑	池谷（4）	K36600430	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	620
621	岬町	多奈川西畑	池谷（5）	K36600420	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	621
624	岬町	多奈川西畑	池谷（9）	K36600450	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	624
625	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑（4）	K36600460	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	625
626	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑（5）	K36600470	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	626
627	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑（6）	K36600480	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	627
628	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑（7）	K36600490	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	628
629	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑（8）	K36600500	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	629
630	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑（9）	K36600510	急傾斜		平成20年 11月28日	大阪府告示 第2107号	平成20年 11月28日	大阪府告示 第2108号	630
1091	岬町	大字多奈川西畑	佐瀬川（3）	K36600220	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1091
1092	岬町	大字多奈川西畑	佐瀬川（4）	K36600230	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1092

1094	1094	大字多奈川西畑	佐瀬川（6）		K36600250	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1094
1095	1095	大字多奈川西畑	佐瀬川（7）		K36600260	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1095
1096	1096	大字多奈川西畑	佐瀬川（8）		K36600270	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1096
1097	1097	大字多奈川西畑	佐瀬川（9）		K36600280	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1097
1098	1098	大字多奈川西畑	佐瀬川（10）		K36600290	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1098
1099	1099	大字多奈川西畑	佐瀬川（11）		K36600300	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1099
1100	1100	大字多奈川西畑	佐瀬川（12）		K36600310	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1100
1101	1101	大字多奈川西畑	佐瀬川（13）		K36600320	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1101
1102	1102	大字多奈川西畑	佐瀬川（14）		K36600330	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1102
1103	1103	大字多奈川西畑	佐瀬川（15）		K36600340	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1103
1104	1104	大字多奈川西畑	佐瀬川（16）		K36600350	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1104
1105	1105	大字多奈川西畑	佐瀬川（17）		K36600360	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1105
1106	1106	大字多奈川西畑	多奈川西畑（10）		K36600210	急傾斜		平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号	1106
1185	1185	多奈川谷川	谷川（2）		K36600920	急傾斜		平成22年 2月1日	大阪府告示 第162号	平成22年 2月1日	大阪府告示 第163号	1185

1186	岬町	多奈川谷川	谷川（４）－１		K36600521	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1186
1187	岬町	多奈川谷川	楠木		K36600530	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1187
1188	岬町	多奈川小島	小島（１）		K36600540	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1188
1189	岬町	多奈川小島	多奈川小島		K36600550	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1189
1190	岬町	多奈川谷川	谷川（１１）		K36600560	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1190
1191	岬町	多奈川谷川	谷川（１２）		K36600570	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1191
1192	岬町	多奈川谷川	谷川（５）		K36600580	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1192
1193	岬町	多奈川谷川	谷川（８）		K36600590	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1193
1194	岬町	多奈川小島	小島（２）		K36600600	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1194
1195	岬町	多奈川谷川	谷川（１５）		K36600610	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1195
1196	岬町	多奈川谷川	谷川（１６）		K36600620	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1196
1197	岬町	多奈川谷川	谷川（９）		K36600630	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1197
1198	岬町	多奈川小島	多奈川小島（３）		K36600640	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1198
1199	岬町	多奈川谷川	谷川（１０）		K36600650	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1199

1200	岬町	多奈川谷川	楠木（２）－１	K36600661	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1200
1201	岬町	多奈川谷川	楠木（２）－２	K36600662	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1201
1202	岬町	多奈川小島	小島（３）	K36600670	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1202
1203	岬町	多奈川谷川	谷川（２１）	K36600680	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1203
1204	岬町	多奈川谷川	谷川（２２）	K36600690	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1204
1205	岬町	多奈川谷川	谷川（２３）	K36600700	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1205
1206	岬町	多奈川谷川	谷川（２４）	K36600710	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1206
1207	岬町	多奈川谷川	谷川（２５）	K36600720	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1207
1208	岬町	多奈川谷川	谷川（２６）	K36600730	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1208
1209	岬町	多奈川小島	小島（４）	K36600740	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1209
1210	岬町	多奈川小島	小島（５）	K36600750	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1210
1211	岬町	多奈川小島	多奈川小島（４）	K36600760	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1211
1212	岬町	多奈川谷川	谷川（２７）	K36600770	急傾斜		平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号	1212
1478	岬町	多奈川東畑	犬飼	K36600860	急傾斜		平成 23 年 3 月 7 日	大阪府告示 第 273 号	平成 23 年 3 月 7 日	大阪府告示 第 274 号	1478

1479	岬町	多奈川東畑		犬飼（2）	K36600870	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1479
1480	岬町	多奈川東畑		犬飼（4）	K36600880	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1480
1481	岬町	多奈川東畑		犬飼（5）	K36600890	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1481
1482	岬町	多奈川東畑		犬飼（6）	K36600900	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1482
1483	岬町	多奈川東畑		犬飼（7）	K36600910	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1483
1484	岬町	多奈川東畑		石橋（2）－1	K36600781	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1484
1485	岬町	多奈川東畑		石橋（2）－2	K36600782	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1485
1486	岬町	多奈川東畑		石橋（3）	K36600790	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1486
1487	岬町	多奈川東畑		石橋（4）	K36600800	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1487
1488	岬町	多奈川東畑		石橋（5）	K36600810	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1488
1489	岬町	多奈川東畑		石橋（6）	K36600820	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1489
1490	岬町	多奈川東畑		石橋（7）	K36600830	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1490
1491	岬町	多奈川東畑		石橋（8）	K36600840	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1491
1492	岬町	多奈川東畑		多奈川（2）	K36600850	急傾斜		平成23年 3月7日	大阪府告示 第273号	平成23年 3月7日	大阪府告示 第274号	1492

1657	岬町	淡輪	淡輪 (1)		K36600930	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1657
1658	岬町	淡輪	別所 (2)		K36600950	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1658
1659	岬町	淡輪	淡輪 (6)		K36600960	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1659
1660	岬町	淡輪	淡輪 (1 1) B		K36600970	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1660
1661	岬町	淡輪	淡輪 (3)		K36600990	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1661
1662	岬町	淡輪	淡輪 (4)		K36601000	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1662
1663	岬町	淡輪	淡輪 (1 3)		K36601010	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1663
1664	岬町	淡輪	淡輪 (7)		K36601020	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1664
1665	岬町	淡輪	淡輪 (1 4)		K36601030	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1665
1666	岬町	淡輪	淡輪 (8)		K36601040	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1666
1667	岬町	淡輪	淡輪 (1 0)		K36601050	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1667
1668	岬町	淡輪	淡輪 (1 2)		K36601060	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1668
1669	岬町	淡輪	淡輪 (3 5)		K36601070	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1669
1670	岬町	淡輪	淡輪 (3 6)		K36601080	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1670

1671	岬町	淡輪	淡輪 (3 7)		K36601090	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1671
1672	岬町	淡輪	淡輪 (4 7)		K36601110	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1672
1673	岬町	淡輪	淡輪 (5 6)		K36601120	急傾斜		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1673
1674	岬町	淡輪	番川右 1		D36610010	土石流		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	-	-	1674
1675	岬町	淡輪	番川左 8		D36620030	土石流		平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1457 号	平成 23 年 10 月 7 日	大阪府告示 第 1458 号	1675
3025	岬町	深日	深日 (2)		K36601130	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3025
3026	岬町	深日	深日 (3)		K36601140	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3026
3027	岬町	深日	深日 (6)		K36601150	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3027
3028	岬町	深日	緑 2 丁会		K36601160	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3028
3029	岬町	深日	深日 (14)		K36601170	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3029
3030	岬町	深日	深日 (34)		K36601180	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3030
3031	岬町	深日	深日 (35)		K36601190	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3031
3032	岬町	深日	深日 (11)		K36601200	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3032
3033	岬町	深日	深日 (13)		K36601210	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3033

3034	岬町	深日	深日 (16)		K36601220	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3034
3035	岬町	深日	深日 (36)		K36601230	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3035
3036	岬町	深日	深日 (37)		K36601240	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3036
3037	岬町	深日	深日 (38)		K36601250	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3037
3038	岬町	深日	深日 (39)		K36601260	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3038
3039	岬町	深日	深日 (40)		K36601270	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3039
3040	岬町	深日	深日 (41)		K36601280	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3040
3041	岬町	深日	深日 (42)		K36601290	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3041
3042	岬町	深日	深日 (43)		K36601300	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3042
3043	岬町	深日	深日 (44)		K36601310	急傾斜	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3043
3044	岬町	深日	大川左 3 (大川支流)		D36610210	土石流	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3044
3045	岬町	深日	大川左 1 (弥勒川)		D36610220	土石流	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	-	-	3045
3046	岬町	深日	大川左 2 右一 (池谷川第一支川)		D36620140	土石流	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	-	-	3046
3047	岬町	深日	大川左 2 右二 (池谷川第二支川)		D36630060	土石流	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3047

3048	岬町	淡輪	淡輪 (12) B		K36600090	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3048
3049	岬町	東畑横手	横手 (3)		K36600160	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3049
3050	岬町	東畑	多奈川東畑 (6)		K36600170	急傾斜		平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 858 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 859 号	3050
3578	岬町	多奈川谷川	東川左 2 (東川第 2 支溪)		D36610290	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3578
3579	岬町	多奈川谷川	東川左 1 (東川第 3 支溪)		D36610300	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3579
3580	岬町	淡輪	淡輪 (3 8)		K36601320	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3580
3581	岬町	淡輪	淡輪 (5 3)		K36601330	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3581
3582	岬町	淡輪	淡輪 (5 5)		K36601340	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3582
3583	岬町	淡輪	淡輪 (5 7)		K36601350	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3583
3584	岬町	淡輪	淡輪 (1 5)		K36601360	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3584
3585	岬町	淡輪	畑 (1)		K36601370	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3585
3586	岬町	淡輪	淡輪 (5 8)		K36601380	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3586
3587	岬町	孝子	孝子 (2)		K36601390	急傾斜		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 27 年 4 月 6 日	大阪府告示 第 557 号	3587
3588	岬町	淡輪	番川右 1 0 (本谷川第一支溪)		D36610030	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3588

3589	岬町	孝子		大川左1 4 (1) (大川第七支溪)	D36610151	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3589
3590	岬町	孝子		大川左1 4 (2) (大川第七支溪)	D36610152	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3590
3591	岬町	多奈川小島		多奈川小島左1 (多奈川小島)	D36610340	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3591
3592	岬町	多奈川小島		小島川西谷	D36610360	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3592
3593	岬町	多奈川小島		小島川東谷右2 (小島東谷第二支溪)	D36620280	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3593
3594	岬町	多奈川小島		小島川東谷右1 (小島東谷第一支溪)	D36630180	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3594
3595	岬町	多奈川小島		小島川西谷左1 (小島川第一西谷)	D36630190	土石流		平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号	3595
4214	岬町	多奈川谷川		谷川 (1)	K36601400	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4214
4215	岬町	多奈川谷川		谷川 (19)	K36601410	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4215
4216	岬町	多奈川谷川		多奈川 (1)	K36601420	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4216
4217	岬町	多奈川谷川		谷川 (6)	K36601430	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4217
4218	岬町	多奈川谷川		谷川 (7)	K36601440	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4218
4219	岬町	多奈川谷川		谷川 (30)	K36601450	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4219
4220	岬町	多奈川谷川		小田平 (1)	K36601460	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4220

4221	岬町	深日	深日 (47)		K36601470	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4221
4222	岬町	深日	深日 (26)		K36601480	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4222
4223	岬町	深日	深日 (49)		K36601490	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4223
4224	岬町	深日	深日 (50)		K36601500	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4224
4225	岬町	深日	深日 (51)		K36601510	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4225
4226	岬町	深日	深日 (52)		K36601520	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4226
4227	岬町	深日	深日 (48)		K36601530	急傾斜		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4227
4228	岬町	深日	朝日川左 4 (朝日川第一支川)		D36610230	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4228
4229	岬町	多奈川谷川	朝日川左 3 (朝日川第二支川)		D36610240	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4229
4230	岬町	多奈川谷川	朝日川左 2 (朝日川第三支川)		D36610250	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4230
4231	岬町	多奈川谷川	朝日川左 1 (1) (朝日川第四支川)		D36610261	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4231
4232	岬町	多奈川谷川	朝日川左 1 (2) (朝日川第四支川)		D36610262	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4232
4233	岬町	多奈川東畑	東川右 2 (犬飼南谷)		D36610270	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4233
4234	岬町	多奈川東畑	東川右 1 (犬飼北谷)		D36620150	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4234

4235	岬町	多奈川谷川	東川左 3 (横手東川第四支溪)	D36620200	土石流		平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1595 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示 第 1596 号	4235
8346	岬町	望海坂一丁目	望海坂 (1)	K36601720	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8346
8347	岬町望 海坂二 丁目 阪南市 箱作		望海坂 (2)	K36601730	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8347
8348	岬町	淡輪及び望海坂三 丁目	別所 (1)	K36600940	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8348
8349	岬町	淡輪	淡輪 (2)	K36600980	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8349
8350	岬町	淡輪	淡輪 (11) A	K36601580	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8350
8351	岬町	淡輪及び深日	淡輪 (22)	K36601590	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8351
8352	岬町	淡輪	淡輪 (23)	K36601600	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8352
8353	岬町	淡輪	淡輪 (24)	K36601610	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8353
8354	岬町	淡輪	淡輪 (25)	K36601620	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8354
8355	岬町	淡輪	淡輪 (26)	K36601630	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8355
8356	岬町	淡輪	淡輪 (27)	K36601640	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8356

8357	岬町	淡輪	淡輪 (29)		K36601650	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8357
8358	岬町	淡輪及び深日	淡輪 (30)		K36601660	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8358
8359	岬町	淡輪	淡輪 (31)		K36601670	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8359
8360	岬町	淡輪	淡輪 (32)		K36601680	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8360
8361	岬町	淡輪	淡輪 (33)		K36601690	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8361
8362	岬町	淡輪	淡輪 (5)		K36601700	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8362
8363	岬町	淡輪	淡輪 (9)		K36601710	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8363
8364	岬町	淡輪	淡輪 (49)		K36601950	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8364
8365	岬町	淡輪	淡輪 (50)		K36601960	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8365
8366	岬町	深日	坊主山		K36601100	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8366
8367	岬町	深日	深日 (24)		K36601540	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8367
8368	岬町	深日	深日 (25)		K36601550	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8368
8369	岬町	深日	深日 (28)		K36601560	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8369
8370	岬町	深日	深日 (30)		K36601570	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8370

8371	岬町	深日	深日 (10)		K36601740	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8371
8372	岬町	深日	深日 (1)		K36601750	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8372
8373	岬町	深日	深日 (12)		K36601760	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8373
8374	岬町	深日	深日 (15)		K36601770	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8374
8375	岬町	深日	深日 (53)		K36601800	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8375
8376	岬町	深日	深日 (54)		K36601810	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8376
8377	岬町	深日	深日 (55)		K36601820	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8377
8378	岬町	深日	深日 (56)		K36601830	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8378
8379	岬町	深日	深日 (57)		K36601840	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8379
8380	岬町	深日	深日 (58)		K36601850	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8380
8381	岬町	深日	深日 (59)		K36601860	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8381
8382	岬町	深日	深日 (60)		K36601870	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8382
8383	岬町	深日	深日 (61)		K36601880	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8383
8384	岬町	深日	深日 (62)		K36601890	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8384

8385	岬町	深日	深日 (63)		K36601900	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8385
8386	岬町	深日	深日 (64) - 1		K36601911	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8386
8387	岬町	深日	深日 (64) - 2		K36601912	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8387
8388	岬町	深日	深日 (67)		K36601940	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8388
8389	岬町	多奈川谷川	多奈川谷川		K36600240	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8389
8390	岬町	多奈川谷川	深日 (45)		K36601790	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8390
8391	岬町	多奈川谷川	深日 (65)		K36601920	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8391
8392	岬町	多奈川谷川	深日 (66)		K36601930	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1527 号	8392
8393	岬町	淡輪	番川左 2 (番川第四支溪)		D36610040	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8393
8394	岬町	淡輪	番川左 4 (番川第六支溪)		D36610050	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8394
8395	岬町	淡輪	番川左 6 (番川第八支溪)		D36610060	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8395
8396	岬町	淡輪	大川右 1 左三 (大川第一支溪)		D36610070	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8396
8397	岬町	淡輪	大川右 1 左二 (大川第二支溪)		D36610080	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8397
8398	岬町	淡輪及び深日	大川右 1 左一 (大川第三支溪)		D36610090	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8398

8399	岬町	淡輪	番川左 3 (番川第五支溪)	D36620040	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8399
8400	岬町	淡輪	番川左 5 (番川第七支溪)	D36620050	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8400
8401	岬町	淡輪	番川左 1 (番川第三支溪)	D36630010	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8401
8402	岬町	淡輪	番川左 7 (番川第九支溪)	D36630020	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8402
8403	岬町	深日	大川右 2 (大川第四支溪)	D36610100	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8403
8404	岬町	深日	大川左 5 (大川第八―一支溪)	D36610190	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8404
8405	岬町	深日	大川左 4 (大川第八―二支溪)	D36610200	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8405
8406	岬町	深日	大川右 4 (大川第四―二支溪)	D36620060	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8406
8407	岬町	深日	大川左 6 (大川第八支溪)	D36620130	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8407
8408	岬町	深日	大川右 3 (大川第四―一支溪)	D36630030	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8408
8409	岬町	深日	大川左 8 (大川第九―一支溪)	D36630040	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8409
8410	岬町	深日	大川左 7 (大川第九―二支溪)	D36630050	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8410
8411	岬町	多奈川谷川	西川右 1 (西川第一支溪)	D36610310	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8411
8412	岬町	多奈川谷川	西川右 2 (西川第二支溪)	D36610320	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8412

8413	岬町	多奈川谷川	多奈川小島左 3 (多奈川小島第一支溪)	D36620260	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8413
8414	岬町	多奈川谷川	多奈川小島左 2 (多奈川小島第二支溪)	D36620270	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1529 号	8414
8415	岬町	多奈川谷川	西川左 1 (西川右支溪)	D36630170	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1528 号	-	-	8415
8416	岬町	孝子	大川左 12 左一 (下孝子川支溪)	D36610160	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8416
8417	岬町	孝子	大川左 10 (大川第十支溪)	D36610170	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8417
8418	岬町	孝子	大川左 9 (大川第九支溪)	D36610180	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8418
8419	岬町	多奈川西畑	西川右 6 右一 (西川第三支溪)	D36610330	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8419
8420	岬町	孝子	大川右 5 (大川第四 - 三支溪)	D36620070	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8420
8421	岬町	孝子	大川右 6 (大川第五 - 一支溪)	D36620090	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8421
8422	岬町	孝子	大川右 8 (大川第五 - 二支溪)	D36620100	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8422
8423	岬町	孝子	大川左 13 (大川第七 - 一支溪)	D36620110	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8423
8424	岬町	孝子	大川左 11 (北下孝子川支溪)	D36620120	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	-	-	8424
8425	岬町	多奈川東畑	東川右 3 (石橋谷)	D36620160	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8425
8426	岬町	多奈川東畑	東川左 4 (横手東川第三支溪)	D36620190	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8426

8427	岬町	多奈川西畑	西川右 5 (西川第二―三支溪)	D36620210	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8427
8428	岬町	多奈川西畑	西川右 7 (佐瀬川第一支溪)	D36620240	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8428
8429	岬町	多奈川西畑	西川右 8 (佐瀬川第二支溪)	D36620250	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8429
8430	岬町	多奈川東畑	東川右 4 (東川第四支溪)	D36630080	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8430
8431	岬町	多奈川西畑	西川右 3 (西川第二―一支溪)	D36630100	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	-	-	8431
8432	岬町	多奈川西畑	西川右 4 (西川第二―二支溪)	D36630110	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8432
8433	岬町	多奈川東畑 及び多奈川西畑	西川右 6 (池谷川)	D36630120	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8433
8434	岬町	多奈川西畑	西川左 4 左一 (西の谷)	D36630140	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1508 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1509 号	8434
8435	岬町	多奈川西畑	池谷 (1)	K36600370	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8435
8436	岬町	多奈川西畑	池谷 (2) - 1	K36600380	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8436
8437	岬町	多奈川西畑	池谷 (2) - 2	K36600381	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8437
8438	岬町	多奈川西畑	池谷 (10)	K36602490	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8438
8439	岬町	多奈川西畑	池谷 (6)	K36600400	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8439
8440	岬町	多奈川西畑	池谷 (7)	K36600410	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8440

8441	岬町	孝子	孝子	孝子	K36601970	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8441
8442	岬町	孝子	孝子	孝子 (1)	K36601980	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8442
8443	岬町	孝子	孝子	孝子 (29)	K36602070	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8443
8444	岬町	孝子	孝子	孝子 (30)	K36602090	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8444
8445	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑	佐瀬川－1	K36600181	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8445
8446	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑	佐瀬川－2	K36600182	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8446
8447	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑	佐瀬川 (2)	K36600190	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8447
8448	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑	佐瀬川 (5)	K36600200	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8448
8449	岬町	多奈川谷川	多奈川谷川	谷川 (4)－2	K36600522	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	－	－	8449
8450	岬町	孝子	孝子	大川右 7 (奥山川)	D36610120	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8450
8451	岬町	多奈川東畑	多奈川東畑	東川左 6 (横手東川第一支溪)	D36620170	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8451
8452	岬町	多奈川東畑	多奈川東畑	東川左 5 (横手東川第二支溪)	D36620180	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8452
8453	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑	西川右 6 右二 (西川第四支溪)	D36620220	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8453
8454	岬町	多奈川西畑	多奈川西畑	西川右 6 左一 (池谷川第一支溪)	D36620230	土石流		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1530 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1532 号	8454

8455	多奈川西畑	池谷 (11)	K36602500	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8455
8456	多奈川西畑	池谷 (3)	K36600390	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8456
8457	多奈川西畑	池谷 (12)	K36602510	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8457
8458	多奈川西畑	池谷 (13)	K36602520	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8458
8459	孝子	孝子 (22)	K36601990	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8459
8460	孝子	孝子 (24) - 1	K36602010	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8460
8461	孝子	孝子 (3)	K36602080	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8461
8462	孝子	孝子 (31)	K36602100	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8462
8463	孝子	孝子 (32)	K36602110	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8463
8464	孝子	孝子 (4)	K36602120	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8464
8465	孝子	孝子 (5)	K36602130	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8465
8466	孝子	孝子 (6)	K36602140	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8466
8467	孝子	孝子 (7)	K36602150	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8467
8468	孝子	孝子 (10)	K36602170	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8468

8469	孝子	孝子 (11)		K36602180	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8469
8470	孝子	孝子 (13)		K36602200	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8470
8471	孝子	孝子 (33)		K36602530	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8471
8472	孝子	孝子 (34)		K36602540	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8472
8473	孝子	孝子 (15)		K36602220	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8473
8474	孝子	孝子 (16)		K36602230	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8474
8475	孝子	孝子 (18)		K36602250	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8475
8476	孝子	孝子 (21)		K36602280	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8476
8477	多奈川西畑	多奈川西畑 (2) - 1		K36602301	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8477
8478	多奈川西畑	多奈川西畑 (2) - 2		K36602302	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8478
8479	多奈川西畑	多奈川西畑 (3)		K36602310	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8479
8480	多奈川東畑	多奈川東畑 (11)		K36602330	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8480
8481	多奈川西畑	多奈川西畑 (11)		K36602350	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8481
8482	多奈川西畑	多奈川西畑 (12)		K36602360	急傾斜		平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8482

8483	多奈川東畑	多奈川東畑 (1)	K36602370	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8483
8484	多奈川東畑	多奈川東畑 (2)	K36602380	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8484
8485	多奈川東畑	多奈川東畑 (3)	K36602390	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8485
8486	多奈川東畑	多奈川東畑 (4)	K36602400	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8486
8487	多奈川東畑	多奈川東畑 (5)	K36602410	急傾斜	平成 29 年 5 月 31 日	大阪府告示 第 870 号	平成 29 年 5 月 31 日	大阪府告示 第 872 号	8487
8488	多奈川東畑	多奈川東畑 (7)	K36602550	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8488
8489	多奈川東畑	多奈川東畑 (8)	K36602560	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8489
8490	多奈川東畑	多奈川東畑 (14)	K36602570	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8490
8491	多奈川東畑	横手	K36602420	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8491
8492	多奈川東畑	横手 (10)	K36602440	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8492
8493	多奈川東畑	横手 (6)	K36602450	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8493
8494	多奈川東畑	横手 (12)	K36602580	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8494
8495	多奈川東畑	横手 (7)	K36602460	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8495
8496	多奈川東畑	横手 (8)	K36602470	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8496

8497	多奈川東畑	横手 (11)		K36602480	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8497
8498	多奈川東畑	横手 (13)		K36602590	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8498
8499	多奈川東畑	横手 (14)		K36602600	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8499
8500	多奈川東畑	石橋 (9)		K36602610	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8500
8501	多奈川東畑	横手 (15)		K36602620	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8501
8502	多奈川東畑	横手 (16)		K36602630	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8502
8503	多奈川東畑	横手 (17)		K36602640	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8503
8504	多奈川東畑	石橋 (10)		K36602650	急傾斜	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8504
8505	多奈川西畑	西川左 3 (多奈川第一支溪)		D36630150	土石流	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8505
8506	多奈川西畑	西川左 2 (多奈川第二支溪)		D36630160	土石流	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1510 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1511 号	8506

地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく地すべり危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		地すべり等防止法の規定による指定区域 (平成 29 年 12 月 1 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：地すべり） (平成 21 年 3 月 24 日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	特別警戒区域 土砂災害	
128	岬町						泉南郡岬町淡輪
129	多奈川谷川						泉南郡岬町多奈川谷川

宅地造成工事規制区域指定状況

平成 26 年 4 月 1 日現在 (単位 : ha)

市町村 (告示) (施行)	1 次指定 S38. 04. 11 "	2 次指定 S39. 07. 09 "	3 次指定 S43. 02. 08 "	4 次指定 S51. 03. 26 S51. 04. 01	5 次指定 S61. 03. 24 S61. 03. 31	6 次指定 H05. 04. 19 H05. 05. 10	7 次指定 H07. 03. 31 "	8 次指定 H10. 03. 31 H10. 05. 10	累 計
岬 町	—	—	1, 995	—	—	—	—	—	1, 995

災害危険区域

平成 26 年 4 月 1 日現在

番号	市町村名	区域名	所在地	種別	指定年月 日	告示 番号	指定の方法	
16	岬町	緑二丁会	深日	1 種	S55. 3. 28	494	急傾	16
129	岬町	谷川 (4)	多奈川谷川	1 種	H12. 12. 26	2229	急傾	121
151	岬町	横手	多奈川東畑	1 種	H17. 2. 15	296	急傾	143

山地災害危険地区総括表等

山地災害危険地区総括表

平成 30 年 4 月 1 日現在

事務所	市町村	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
泉州	岬町	29	1	(2) 46	(2) 76

参考：（ ）は、国有林の箇所数で外数

山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位 置		危険地区番号		位 置	
市町村	地区	市町村	大 字	市町村	地 区	市町村	大 字
2 8 -	1	岬町	多奈川谷川（1）	2 8 -	16	岬町	深日（2）
2 8 -	2	岬町	多奈川谷川（2）	2 8 -	17	岬町	孝子（1）
2 8 -	3	岬町	多奈川西畑（1）	2 8 -	18	岬町	孝子（2）
2 8 -	4	岬町	多奈川谷川（3）	2 8 -	19	岬町	孝子（3）
2 8 -	5	岬町	多奈川谷川（4）	2 8 -	20	岬町	孝子（4）
2 8 -	6	岬町	多奈川西畑（2）	2 8 -	21	岬町	孝子（5）
2 8 -	7	岬町	多奈川谷川（5）	2 8 -	22	岬町	孝子（6）
2 8 -	8	岬町	多奈川谷川（6）	2 8 -	23	岬町	淡輪（1）
2 8 -	9	岬町	多奈川東畑（1）	2 8 -	24	岬町	淡輪（2）
2 8 -	10	岬町	多奈川東畑（2）	2 8 -	25	岬町	多奈川
2 8 -	11	岬町	多奈川東畑（3）	2 8 -	26	岬町	孝子（7）
2 8 -	12	岬町	多奈川谷川（7）	2 8 -	27	岬町	淡輪（3）
2 8 -	13	岬町	多奈川東畑（4）	2 8 -	28	岬町	多奈川西畑（3）
2 8 -	14	岬町	多奈川東畑（5）	2 8 -	29	岬町	多奈川西畑（4）
2 8 -	15	岬町	深日（1）	2 8 -	30	岬町	孝子（8）

地すべり危険地区

危険地区番号		位 置	
市町村	地区	市町村	大字
28	1	岬町	深日

崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位 置		危険地区番号		位 置	
市町村	地 区	市町村	大 字	市町村	地 区	市町村	大 字
28-	1	岬町	多奈川小島（1）	28-	31	岬町	孝子（7）
28-	2	岬町	多奈川小島（2）	28-	32	岬町	深日（1）
28-	3	岬町	多奈川小島（3）	28-	33	岬町	深日（2）
28-	4	岬町	多奈川小島（4）	28-	34	岬町	深日（3）
28-	5	岬町	多奈川小島（5）	28-	35	岬町	深日（4）
28-	6	岬町	多奈川小島（6）	28-	36	岬町	淡輪（1）
28-	7	岬町	多奈川谷川（1）	28-	37	岬町	淡輪（2）
28-	8	岬町	多奈川谷川（2）	28-	38	岬町	淡輪（3）
28-	9	岬町	多奈川西畑（1）	28-	39	岬町	淡輪（4）
28-	10	岬町	多奈川西畑（2）	28-	40	岬町	淡輪（5）
28-	11	岬町	多奈川谷川（3）	28-	41	岬町	孝子（8）
28-	12	岬町	多奈川谷川（4）	28-	42	岬町	孝子（9）
28-	13	岬町	多奈川谷川（5）	28-	43	岬町	孝子（10）
28-	14	岬町	多奈川西畑（3）	28-	44	岬町	孝子（11）
28-	15	岬町	多奈川谷川（6）	28-	45	岬町	孝子（12）
28-	16	岬町	多奈川東畑（1）	28-	46	岬町	孝子（13）
28-	17	岬町	多奈川東畑（2）	28-	47	岬町	孝子（14）
28-	18	岬町	多奈川東畑（3）	28-	48	岬町	孝子（15）
28-	19	岬町	多奈川谷川（7）	28-	49	岬町	多奈川（25）
28-	20	岬町	多奈川谷川（8）	（国有林）			
28-	21	岬町	多奈川東畑（4）	岬	1	岬町	淡輪
28-	22	岬町	多奈川谷川（9）	岬	2	岬町	畑
28-	23	岬町	多奈川谷川（10）				
28-	24	岬町	多奈川東畑（5）				
28-	25	岬町	孝子（1）				
28-	26	岬町	孝子（2）				
28-	27	岬町	孝子（3）				
28-	28	岬町	孝子（4）				
28-	29	岬町	孝子（5）				
28-	30	岬町	孝子（6）				

地すべり・急傾斜地災害報告様式

災 害 報 告						
市町村名：（ ） 第 報（ 月 日 時現在）						
ふりがな 場 所	郡 町 大字 市 村			ふりがな 場 所		
発 生 日 時				異常気象名		
原 因	連 続 雨 量	mm	月 日 時～ 月 日 時（観測所）			
	日 雨 量	mm	月 日 時～ 月 日 時			
	最大時間雨量	mm	日 時～ 日 時			
	その他の概況					
斜面の種類	自然斜面 人工傾斜 H＝ m H＝ m		概況平面図		横 断 図	
	拡大の見込 有 無					
	保 全 対 象 人 家 戸 数 戸					
	崩壊の状況					
崩壊の状況	高さ	m	巾	m		
	面積	m ²	勾配	度		
	崩壊又は流出土砂量 m ³					
	そ の 他					
被害の状況	死者・負傷者等 住 宅 被 害	死者 名 全壊 戸	行方不明者 名 半 壊 戸	負傷者 名 一部破損 戸		
	公共的建物被害					
	その他の建物被害					
	そ の 他 の 状 況					
応 急 対 策						
適用法律の 施 行 状 況	法 令 等		有無	法 令 等		有無
	急傾斜地法適用区域			地帯番号 急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号		
	建築基準法による災害危険区域			宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域（建・林・農）			都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地			旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林			宅地基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域			そ の 他		
備 考						
受 送 信	月 日 時	送 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名		

土石流、土砂流用災害報告様式

都道府県名														
溪流名														
河川名	(水系総数:1級、2級、その他) 川水系				川	川	第1報時	(月)	第2報時	(月)	第3報時	(月)	備考	
場所	市 町 区 村				大字		人		人		人			
異常気象名														
観測場所														
気象状況	mm(月日時~月日時)													
最大日雨量	mm(月日時~月日時)													
最大時間雨量	mm(月日時~月日時)													
その他の概要	(雨量状況調査又は積雪・融雪状況調査に記入する)													
土砂流出状況	土砂の流出形態	土石流危険渓流名()、渓流番号()												
渓流流域面積	km	調査年				危険度	A	B	C	その他				
氾濫面積	m ²	危険渓流の地域防災計画(市町村)への記載												
流出土砂量	m ³	〈有・無〉(年 月 月記載)												
堆積粒径(最大)	m	危険渓流の表示板設置												
渓床縦断勾配	1/	防〈有・無〉(年 月 月記載)												
保全面積	農地	避難基準雨量の設定												
全戸数	戸	〈有・無〉連続雨量(mm)												
対策人員	人	計時間雨量(mm/hr)												
避難勧告・指示(有・無)	施設	設置場所、経過の記載												
応急対応策	避難指示日時(月 日 時 分)	等												
避難人員(世帯、人)	世帯、人	住民の自主的避難(有・無)												
応急工事	応急工事	避難人員(世帯、人)												
通過	1 砂防指定地(T 年指定)	7 宅地造成工事規制区域												
法当○	2 地すべり防止区域(遺・林・農)	8 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域												
等るを	3 急傾斜地崩壊危険区域	9 国有林・民有林												
のけ	4 保安林	10 その他()												
にも	5 河川区域(一級、二級、準用、普通)													
	6 建築基準法による災害危険区域													
担当	担当者氏名	発	信	受	信									
現況平面図・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する。 ・避難経路については実際の避難経路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。 ・隣砂防設備、指定地等を明示する。														

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

- ① 指定基準：水防法第 14 条に基づく浸水想定区域内で、入所または入院が可能な施設
 ② 伝達方法：電話やファックス、メールなどを利用し直接伝達するものとする。

令和 6 年 1 月 3 1 日現在

【社会福祉施設】

No.	提供事業所名	所在地	TEL	FAX	洪水	高潮	土砂
1	ショートステイ 淡輪園	岬町淡輪 1770 番地	072- 494-0789	072- 494-3779			●
2	有料老人ホーム 淡輪園	岬町淡輪 1770 番地	072- 494-0789	072- 494-3779			●
3	障がい者ショート ステイ淡輪園	岬町淡輪 1770 番地	072- 494-0789	072- 494-3779			●
4	介護老人福祉施設 淡輪園	岬町淡輪 5635 番地の 1	072- 494-0900	072- 494-3039			●
5	介護老人福祉施設 みさき保健	岬町淡輪 1790 番地	072- 494-0100	072- 494-0228	●		●
6	デイサービスセンター あい	岬町淡輪 4216 番地の 8	072- 494-1717	072- 494-1716		●	
7	ぽぽろ岬デイサービス センター	岬町深日 1308 番地	072- 492-6677	072- 492-4411	●		●
8	住宅型有料老人ホーム アトリオ岬	岬町深日 1308 番地	072- 492-6678	072- 492-4411	●		●
9	工房みさき	岬町多奈川谷川 1658 番地の 1	072- 499-1123	072- 499-1888	●		●
10	陽だまり岬	岬町多奈川谷川 1619 番地の 2	072- 495-5811	072- 495-5814	●		
11	与田病院併設介護老人 保健施設花水木	岬町多奈川谷川 1847 番地の 19	072- 495-0810	072- 495-0811			●
12	ひらり	岬町多奈川谷川 1847 番地の 4	072- 495-0777	072- 495-0778			●
13	看護小規模多機能型 ホームひらり	岬町多奈川谷川 1847 番地の 40	072- 477-0005	072- 477-8566			●
14	多奈川保育所	岬町多奈川谷川 1624 番地	072- 495-5030		●		●

【医療施設】

No.	提供事業所名	所在地	TEL	FAX	洪水	高潮	土砂
1	医療法人誠人会 与田病院	岬町多奈川谷川 1849 番地の 11	072- 495-0801	072- 495-0805	●		●

【教育施設】

No.	提供事業所名	所在地	TEL	FAX	洪水	高潮	土砂
1	多奈川小学校	岬町多奈川谷川 1624 番地	072- 495-5028	072- 495-5510	●		●

第 16 防災協定等

令和 6 年 1 月 3 1 日現在

防災協定等一覧表

	協 定 締結日	協 定 名 等	協 定 先	目 的
1	H18. 8. 1	災害復旧応援に関する協定	(有)荒川組、植音造園、(株)ウエムラ、(有)川島水道商会、(有)北風電機商会、(有)多賀井電気、田村工業、反中組、(有)なみ電機設備、(株)西尾組、西村土木、丸和工業、港製作所、(有)南造園、宮川鉄工所、たんのわ水道工業所。	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、岬町の要請により、土木建築業者が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定める。
2	H19. 6. 1	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	岬町商工会	災害時における物資の供給。
3	H21. 7. 1	災害時における炊き出し用機器及び防災活動への協力に関する協定	岬エルピーガス協同組合	岬町域において地震等により大規模な災害が発生した場合における被災者用炊き出し用機器の供給協力に関し、必要な事項を定める。
4	H22. 11. 1	災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合 岸和田支部	災害時に岬町の設置する施設の電気設備に関する被災状況の調査、応急修理、仮設工事等及び技術的助言に関する業務の協力要請について、定める。
5	H22. 11. 1	災害時における応急対策業務に関する協定	岬電気組合	災害時に岬町の設置する施設の電気設備に関する被災状況の調査、応急修理、仮設工事等及び技術的助言に関する業務の協力要請について、定める。
6	H23. 4. 1	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団	大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定める。
7	H23. 6. 14	災害復旧応援に関する協定	大塚組、(株)松建興業、(株)岬水道商会、(株)安藤工務店、聖和産業(株)、宮川工業(株)、(株)森組、丸正建設(株)、	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、岬町の要請により、土木建築業者が協力して実施する復旧作業

			円成工業、佐伯工業㈱、芳山建設㈱、岡本土木、濱野建設㈱、㈱三栄建設、(有)岬造園土木、(有)玉置建設、㈱舞工業、志眞建設㈱、㈱三幌工業。	に関し、必要な事項を定める。
8	H24. 8. 8	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ 災害対策センター	災害時における物資の供給。
9	H24. 9. 13	阪南市・岬町上水道緊急連絡管に関する協定	阪南市	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・岬町が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図る。
10	H25. 3. 22	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定	堺・泉州ブロック (9 市 4 町 4 組合) 堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより災害発生時や施設事故等に対し、より公益的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図る。
11	H25. 3. 27 R2. 3. 13 改訂版追加	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	岬町他 瀬戸内海沿岸 76 市町村	地震等による災害が発生し、岬町独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被瀬戸内海沿岸市町村の応急及び復旧対策を円滑に遂行を図る。
12	H25. 4. 1	阪和林野火災消防相互応援協定	岬町他 12 市町 3 消防組合	消防組織法の消防の相互の応援に関する規定に基づき、林野火災に係る消防相互応援について必要な事項を定める。
13	H25. 6. 1	職員の派遣に関する協定	泉州南消防組合	災害対策基本法、本町災害対策本部の会議とそれに付随する事務、本町国民保護対策本部とそれに付随する事務及び本町新型インフルエンザ等対策本部条例とそれに付随する事務に関し、消防組合から必要な職員の派遣に関する協定。
14	H25. 8. 3	災害時の医療救護活動に関する協定	泉南薬剤師会	本町域において、大規模災害が発生した場合、泉南薬剤師から薬剤師を派遣し、医療救護活動を実施

				する協定。
15	H25. 9. 10	泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町の9市4町	関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、または その恐れがあり、当該市町単独では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定める。
16	H25. 11. 18	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時における物資の供給。
17	H26. 3. 20	大規模災害時における岬町有施設の利用に関する協定	国土交通省近畿地方整備局和歌山港湾事務所	地震等の大規模災害により、岬町庁舎に甚大な被害が発生した場合において、岬町が所有する施設を利用して、国土交通省地方整備局が応急・復旧活動を実施することについて必要な事を定める。
18	H26. 4. 16	災害時等の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト	大地震、台風など自然災害又はその他の緊急事態発生時に住民に対して緊急の情報の伝達がある場合において、岬町がジェイコムウエストに緊急放送を要請するときの手続きを定める。
19	H26. 7. 30	災害に係る情報発信等に関する協定	(一社) 全国防災共助協会	町民に対し、町内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うとともに、平常時から防災意識の向上を図る。
20	H26. 7. 31	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長	本町域において、大規模災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止のため緊急的な対応の実施を目的とする。
21	H26. 7. 31	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害対策基本法に基づき、岬町が災害対策本部を設置した時の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定める。
22	H27. 3. 31	災害時相互応援協定	洲本市	協定市町のいずれかの区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはそのおそれがあり、被災市町独自では十分な応急措置等ができない場合の相互応援について、定める。
23	H27. 4. 17	災害時におけるボラン	社会福祉法人	災害時における災害応急対策活動

		ティア活動に関する協定	岬町社会福祉協議会	として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定める。
24	H27. 6. 1	災害発生時における岬町と岬町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)岬緑ヶ丘郵便局 日本郵便(株)泉南郵便局	岬町に発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する
25	H27. 10. 1	要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人全電通近畿社会福祉事業団	地震、風水害等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定める。
26	H27. 12. 28	災害等に係るふるさと寄附金受入れに関する協定	(株)ラストバンク	岬町区域内に影響を及ぼす地震、津波、台風、豪雨・豪雪、洪水、落雷、土砂崩れその他自然災害等の災害時において、迅速な復旧・復興等を支援するため、相互に協力し、第三者への適切な情報提供を実施し、ふるさと納税制度を利用した特定の自治体に対する寄附行為により岬町が受け入れる金員の円滑な受入れを実現する。
27	H28. 4. 6	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	岬町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岬町が岬町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岬町の行政機能の低下を軽減させるため、相互に協力して様々な取組を行うことを目的とする。
28	H28. 10. 27	災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合	災害時に町の設置する施設の電気設備に関する被災状況の調査、応急修理、仮設工事等及び技術的助言に関する業務の協力要請について、定める。
29	H29. 3. 1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	本町域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南医師会から医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する協定。
30	H29. 3. 1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南歯科医師会	本町域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南歯科医師会から医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する協定。
31	H29. 11. 20	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	泉南鍼灸マッサージ師会	大規模な災害の発生により岬町内に避難所が設置された場合に、岬町の要請に基づき避難所に会員を

				派遣し、鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術等を行うことについて、必要な事項を定める。
32	R 元. 7. 31	災害復旧応援に関する協定書	(株)マイハウス 山中軌道建設(有)	災害時において、土木建築に関する災害復旧の応援について、必要な事項を定める。
33	R 元. 8. 1	災害復旧応援に関する協定書	相川造園土木	災害時において、土木建築に関する災害復旧の応援について、必要な事項を定める。
34	R 元. 8. 5	災害時における復旧支援協力に関する協定	大阪ガス(株) ネットワークカンパニー	岬町において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、都市ガス供給を停止した住民への都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定める。
35	R 元. 8. 6	災害復旧応援に関する協定書	(株)赤井建設	災害時において、土木建築に関する災害復旧の応援について、必要な事項を定める。
36	R 元. 8. 9	災害復旧応援に関する協定書	オーロン物産(株)	災害時において、土木建築に関する災害復旧の応援について、必要な事項を定める。
37	R 元. 9. 20	道の駅「みさき」の備蓄資機材の使用等に関する災害協定	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	災害発生時において、備蓄、物資輸送拠点として道の駅を利用し、復旧作業の迅速化や円滑な被災地への支援物資供給を図る。
38	R2. 3. 12	災害復旧応援に関する協定書	ハタ建設	災害時において、土木建築に関する災害復旧の応援について、必要な事項を定める。
39	R2. 3. 17	災害時における応急対策活動等へのボランティア協力に関する申合せ	一般社団法人 岬町シルバー人材センター	災害時における応急対策活動等に関して、相互に協力を行う。
40	R2. 7. 10	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン(株)	災害発生時における避難所の設営等に係る必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。
41	R2. 7. 29	災害復旧応援に関する協定書	(株)喜咲建設	災害時において、土木建築に関する災害復旧の応援について、必要な事項を定める。
42	R2. 9. 2	災害時における電動車両等の支援に関する協定	西日本三菱自動車販売(株) 有限会社森下自動車	岬町内において非常災害の発生時に、相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施し、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。
43	R2. 11. 3	災害時における相互応援協定	岡山県美咲町	協定町の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生し

				た場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。
44	R3. 3. 15	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電(株) 大阪支社	地震、風雪水害その他の災害が発生した場合に、緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動等に関し、必要な事項を定める。
45	R3. 12. 9	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ	災害時における物資供給。